

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和2年7月28日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和2年7月28日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員長	岩永政則	副委員長	浦川圭一
委員	内村博法	委員	河野龍二
委員	竹中悟		

欠席委員

委員 中村美穂

出席委員外議員

議長	山口憲一郎	副議長	西岡克之
----	-------	-----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	富永正彦	議事課長	青田浩二
参事	森本陽子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 予算決算特別委員会の設置について
- (2) その他

開会 9時31分

閉会 16時00分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。中村委員から都合により欠席の届け出がっておりますので御報告をしておきたいと思います。なお、議長につきましては午後、公務により退席するということでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。若干、経過を含めて確認をする意味から申し上げます。去る7月13日の議会運営委員会におきましての確認を踏まえ、7月17日の全員協議会で、1点目として今後議会運営委員会で精力的に協議して、議論を進めていくということで御報告を申し上げました。2点目、3点目は省略をいたします。本日を皮切りに前向きに協議することとなりますので、委員各位の御協力を、会の冒頭によりしくお願いしておきたいと思います。本日の進め方としては、1つは、11月25日に特別委員会の設置について浦川委員から提案をされて、これを議題として案の説明を受けてまいりました。したがって、その後何ら議論をしておりませんので、今日はその内容をよく理解をお互いし合うということで、内容をお互い理解し合った上で、次には、理解し合ったあと、いろいろ討議を行っていただきまして、そして何か不具合があれば、改めればいいわけですね。そういうことで改めるならば、その改める方法はどのようなものがあるのか、その辺りの議論をしていただきまして、もしこれがうまく成案としてまとまれば、早い時期に解決ができるんじゃないかというふうにも思いますが、今日は前回の会で若干お話が出ておりましたように、何か皆さん方から良い案があれば持ち寄るということもございましたので、のちに何かございましたら、出していただいて、冒頭の、これに関わらず良いものを、特別委員会の設置について、要は目的は、総務と産業と両委員会が予算決算に関わるということが主目的でございますから、良い方法を見出していければということでございますので、このことを念頭に置いていただきまして、御審議を進めていきたいというふうをお願いをしたいと思います。それから今、お手元に改めて資料を配布しておりますので、2回目に訂正を口頭でしておりましたが、訂正したものが今日配布しておる最終的なものということで御理解をいただいて、御議論いただければと思います。したがって11月25日の大勢は変わっておりませんので、委員会におきまして浦川委員から説明をいたしておりますので、全体的な説明は省略をしたいと思いますが、浦川副委員長がそのときの議事録を取りまして、今からお配りをさせていただきますので、そのとき誰がどう言ったというのが、概略なんですけど参考にお受け取りいただきたいと思います。それでは配布をお願いします。そういうことで、両面見ながらお願いをしたいというふうに思いますが、そういう進め方でいきたいと思いますが、よろしゅうございますかね。

（「異議なし」の声あり）

それでは、別紙の予算決算特別委員会の設置についてという二枚紙のものを先程言いますように、若干2回目の中で訂正させていただいたものを訂正して、今お配りしておりますので、両面見ながら、御意見なりですね。御指摘なり、改善なり、何かございま

したら申し上げていただきたいと思います。なお、議事録に残らないものが出てまいっておりまして、非常に不具合な面がありますので、極力、暫時休憩はしないということで、議事録にちゃんと残していくべきだということもありますので、そういうことで運営を今日はさせていただきますので、どうぞよろしく願いをいたします。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

まず第一点は、この前議長が預かりということで、それがどうなったのか。預かって、それがもう取り下げになったのかどうか。そのままの状態なのか。まず、それが1つ。それから11月25日に浦川委員から説明があったんですね。確かに。しかし、その内容と今回の内容が若干違ってきてるんですよ。配られた資料が。1つは予算委員会の設置とか、そういうのも書いてあったんですよ。11月25日の資料を見ればね。変わってますので、それから時期がかなり、もう半年以上過ぎてますので、再度この浦川委員の提案を説明して欲しいんですよ。よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

関連で竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今、内村委員からあった議長の預かり分と、今日配られた内容というのはほぼ一緒と考えていいんですか。私たちが11月にもらった分は読んでるわけですね。それと変わってるという話みたいだったけど、議長に出された分がどんな形で変わってるのか、私も理解できないので、よかったら議長が預かった文書も一緒に出していただいた方がいいんじゃないかな。別に問題ないでしょう。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

11月25日に説明した内容と今回出したものが一緒かどうかということについて、11月25日の時点では予算決算常任委員会もしくは特別委員会ということで、両方の委員会を視野に入れて説明をさせていただいております。でも今回出させていただいたものは、特別委員会設置についてということで出させていただいておりますので、先程内村委員からあったんですが、内容についてはもうほとんど変わったものはありません。もし逆にここが違うんじゃないかということがあれば御指摘いただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

議長。

○議長（山口憲一郎議員）

今、私が、発議については預かりということになっております。それは7月13日の議運におきまして、私が皆さんに諮問を申し上げました。その際、私としましてはこの問題につきましてはまだ議運の俎上にあるということで、継続してしていただけません

でしょうかという御相談を皆さんにお諮りをさせていただきました。その結果、皆さんが話し合いをしていこうという前向きな意見をいただきました。その際、私が預かっている分は、議長預かりとして話し合いは進めていくということにしておりますので、まだ私の手元にあります。まだ、取り下げとかは一切それからあっておりませんので、今後取り下げとかあった場合もどうしたらいいのか。議運で決まったのでこうしますということは、お諮りをしないといかんのかなという気持ちありますけども、それから話が進んでおりませんので、まだ預かりということで持っております。以上ですけども、よろしくをお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程の発議の件ですが、現状そのままになっておるということで、今、議長から説明あったんですが、発議ということで正式に出させていただきます、今回の預かりというこの取り扱いについて、私ども9人で出させていただきます、その預かりという取り扱いについてちょっと分からない点があったものですから、その点について今、質問書といたしますか、そういった物を出させていただきます、その回答をいただければ、その時点で取り下げをするつもりでおるんですが、今まだそこまでいってないということで、そういうものが整えば、取り下げをさせていただくつもりであります。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今の状況は分かりました。提出者と賛成者の中に、仮に、私は見てないんだけど、議会運営委員会の委員がいるとしたら、これは由々しき問題であると思うんですね。今、審議中なんでね。だから、それはいるのか、いないのか。もしいるとしたら、その方はこの審議に参加できないということになるんじゃないですか。もしくは取り下げになるのではないですか。と思われるんですけども、その辺りどう思っておられるかお聞きしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

まず、いるのか、いないのかということで。います。先日の議運で議長が経緯を説明されて、一応預かるというようなことで説明をしたあとに、発言の許可をいただいて、発議に至った経緯についてということで、私が提案者となっておりますので説明をさせていただきました。あくまでも発議については特別委員会の設置についてということで、9月から来年の3月までという内容で上げさせていただいておるんですが、9月から3月までの特別委員会について、この議運で議論をしてるわけじゃないわけですね。あく

までも予算決算審査のあり方についてということで議論するわけで、その中の1つの手法をもって今回発議をしたということで、だから、この議運の中では前回11月25日にもいろいろな意見があったように、こういうやり方もあるんじゃないかとか、いろいろなやり方があるんじゃないかと言う意見もあったように、そういうものを全て含めて議論する場だと思っておりますので、ここではそういうものを是非、案として出させていただきたい。そして私どもは前回11月25日に説明をさせていただきましたけども、この特別委員会でいけないだろうかっていうことで説明をしとるわけですから、同じようにこの場で対案を出して、俎上に乗せていただいて議論をしていく。これが議運での協議じゃないかなと思っております。だから、由々しき問題になるということなんですけど、何をもって由々しき問題になるかということも、ちょっと理解できないでおります。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

なぜ、私がこれを言うかということ、今までの経緯を振り返りますと、視察に行こうということと言ったんですね、1月7日にね。これは予算決算の審議方法ですから、これについて行こうということでしたんですけども、コロナで中止になったんですね。そういうことで予算決算の特別委員会の件は、これはあくまでも今審議中なんですよ。議会のルールというのは、御存じでないならば言いますけれども、今まさに申し合わせ事項を見直ししてる最中なんですよ。その中に「議会運営委員会が議会の運営を円滑に行うために設置されたものであることから、議員はその決定を尊重する」となってるわけですよ。申し合わせ事項にね。だから、我々としては視察に行こうっていうことにしとったわけですから、このルールに反するんじゃないかなということも申し上げてるわけですよ。今もこの申し合わせ事項は生きとるわけですよ。そこを言ってるわけですよ。したがって、先程浦川委員が言っております予算決算特別委員会、9月であろうが、3月であろうが、予算決算委員会の趣旨には変わらないわけですから、だからこのルールを無視していると。こういうふうに私は考えて、それでお聞きしたんです。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

9月から3月まで期間を限定してというのは、あくまでも私どもの今のメンバーでの任期が来年の4月までであると思うんですけども、ここまですべて議会運営委員会はあるわけですよ。とりあえず半年やってみて、私は渡りに船、逆に議運からしてみれば。こういう取組をやっていただいて、それを参考に議運として今後どうするのか。例えば、今の常任委員会の組み換えとか必要じゃないのかとか、そこら辺に踏み込んで議論をしていく上でも、こういう特別委員会を設置して時限立法的に、特別委員会ですから当然時限立法的なものではあるんですけども、それを一度やって、その結果を議運も見て、

今後どうするかと。そういう議論をするのも議運の責任だと思っておりますので、何ら、半年間やるのが議運の決定を、全部これで決まってしまうんだということではないと思うんですね。だからそういう意味では問題ないのかなというふうに思っております。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今までの経緯を見ると、視察に行こうということでしたわけですよ。議会運営委員会として全会一致で。そして、先程浦川委員が言うように、特別委員会を設置したらどうかということで真摯にずっと審議してきたわけですよ。今日もまた審議しているわけですよ。だから、委員会の決定というのはやっぱり委員であればでおおきらのこと、委員会の決定を尊重していかないといけない。これはもう当たり前のことなんですよ。それが、その決定を覆してまで、そういう議員発議という別の方式で、やられるのは勝手でしょうけども、やはり委員としての責務があるんじゃないですか。ましてや正副委員長は合意形成に努めていかないといかんわけですよ。その責任を放棄したんじゃないんですか。ということになりますよ。だから私は敢えてお聞きしたわけですよ、真意をね。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先程、内村委員から言われた議員のメンバーの中で、発議の賛同者ということで、私も前回の議運の中でも、私は賛同しましたというふうに発言しております。私の感覚から言えば、なかなかこう議論が進まないという部分がやっぱり委員会の雰囲気としてあったかなと。これはもう皆さん方それぞれの取り方だと思うんですけども、私はそういう雰囲気を持っておりました。そういう意味では、先程浦川委員が言われたように一度この特別委員会で審査方法やってみて、結果どういう判断が出るかというところは十分検討していいんじゃないかなというふうな思いで賛同しておるところです。今この特別委員会の設置、特別委員会の設置になるか、委員会審査の方法になるのか、その議論が進まない状況ですよ。いかにして進めるかというところがやっぱり私たちが考えんばいかなところかなというふうに思いますんで、いろんな御意見があると思うんですけども、私はこの審査の方法の協議というのを是非進めていただきたいなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

基本的に私は、前回も内容については反対賛成の意思は表してないんですね。ただ、議会運営委員会のあり方として、やはり議会運営委員会というのは皆さんから選ばれて、信頼を受けて、議会運営委員会の決定は議員みんなが尊重する。これはもう、当然議員必携にも書いてあるし、日本全国、法治国家である人たちは全部分かってる問題だと思

います。そして、これが6月に浦川委員から提案された。それでも規則とかいろんな条例とかの分があつてなかなか進まないで、11月25日にやっと、ある程度のめどがついたから話し合いを始めようということで、始めたばかりだったんですね。その中で反対賛成の意見が幾らか出ただけで、雰囲気的に進まないだろうとかね、そういう問題じゃないと思います。やはり議会運営委員会というのはみなさんの総意をもって進めるという一つの委員会だから、そういう判断をされるのであれば議会運営委員会はもう必要ないというふうに私は理解してます。だから、話し合いは11月から進んどって、特にこのコロナで中断をされてる状況。中身としては9月からしようが、3月からしようが、その分だけお試し期間みたいな感じの感覚というのは私はこれについては余り賛成できません。というのは、私たちは公職選挙法で選ばれて、私たちの意思を皆さんに示して選挙で受かって、そして皆さんの負託を受けながら、二元代表制の中の議決権というものすごく大切な、一番最大権限を持ってるわけです。お試し期間とか、間違ってたから変えようかなとか、そういう軽々なことを僕はできないと思う。今日の議会運営委員会にしても費用弁償、税金が1,700円入ってるんですよ。だから慎重に持って行って、そして作るべきは作る。そういう形を作らないと、そのお試し期間の中でほかの行政体も当然研修に行ったり、いろんな情報を集めながらやっていくべきことだから、はじめの話の中では9月にやって、3月まで試してみようということについても、もう議会運営委員会で既に話題になってるわけだから。それを発議として出される行為、これは僕は間違ってると思う。はっきり言って。その中に議会運営委員会の方が、大体制止すべき立場の委員の方々が、どちらかと言えば主導してされてるというふうに私は聞いてます。中身については、私は浦川委員の意見をある程度尊重してるんですよ。しかし、やり方、進め方としては少しおかしい。僕はそういうふうに思う。だからさっき内村委員が言ったのは、そのやり方と立場ということを先に聞かれたんじゃないかなと思うんですけどね。内容については私の方も、研修地とか何とかを調べて来いということだったから、私も持ってるんですよ。だからそこに事務局の方から資料をとっていただくようお願いをしたいと思います。このあいだ約束してる。だから、流れとやり方というのはやっぱり、ちゃんと規律に基づいたやり方を私はやっていただいた方が良くないかと。それとあと、ここに15人分が入ってるんだけど、皆さんの意向が15人まとまらないと、やっぱりそれはなかなか難しいと思うんですよ。賛成多数でやってしまったとかね。そういう問題であれば、なかなか委員会も進まないというふうに思います。やはり皆さん理解していただいて、やっていった方がベストだと。そこに議会運営委員会があると。私はそのように思ってます。

○委員長（岩永政則委員）

それぞれ御意見が出ておりますけれども、いろいろ議会運営についての御指摘も今いただいたところなんですけど、そういうことを含めまして、私からもちょっと発言をさせていただきますというふうに思いますけれども、いろいろございまして発議があり、そう

いうことを踏まえながら、先程から報告も申しあげましたように、7月13日に議会運営委員会を開催をしまして、その以前のことを踏まえながら、今後どうしようかということ、反省を含めてどうしようかという話し合いをしたわけですね。それで、そのときにいろいろ御意見はございました。その中で私の方から提案をさせていただきました。1つは先程申しあげましたように、今後、精力的に議会運営委員会として特別委員会の設置等について審議をしていきたいと思いますということが1つ。もう1つはやっぱり議員皆さん方にも十分こういう周知をしていくべきだという指摘もあっておりましたので、是非17日の臨時会のあとに全員協議会を開いて、皆さん方に周知するような機会を議長に作ってくださいということで、そうしましょうということで、17日に全員協議会を開催するということが第2点目。3点目については、発議については法律的根拠はございませんけども一応納めるということで、議長預かりということのこの3点セットをもって皆さん方の全会一致で議決をいただきました。その決定を踏まえて17日の全員協議会で私の方から説明を申しあげました。経過等も含めて説明を申しあげて、議員の皆さん方の一部から「精力的にしてくださいよ」、「良いものを作ってくださいよ」というような発言がございまして、これをもって終結をしたという経過がございまして、この点は13日に御決定いただいたものを踏まえての全協の報告ということでございまして、是非御理解いただきたいというふうに思うわけです。それで、これを踏まえて今日は時間も取って、十分前に向けて検討いただこうということで、本日の会を持ったということでございまして、そういう経過を踏まえて本日を迎えたということでございまして、どうか御理解いただきまして御審議をいただければと。反省すべき点は大いに反省を私も、反省すべき点があれば大いに反省しながら前へ向けて、冒頭に言いましたように皆さん方の協力がなければ議会運営できないわけがございまして、十分切磋琢磨の議論をしながら、良いものを見出していければということでお願い申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私も今の委員長の見解には非常に賛成なんですけどね。内村委員が質問で出された預かりの分と取り扱いの件。それについてはやはりはっきりさせておいた方が良いんじゃないかと。内容については、それはもう何回も私は言ってるわけだから、やっていいと。しかし、やはり議会運営委員会としての立場というのはちゃんと明確にして、今、委員長から謝罪の言葉もあったと、私はそういうに受けているんですけどね。真摯に謝罪をしていただいているということで、私はそしたら前のことについては、失礼な言い方だけど水に流しましょうと。これから進めましょうという気持ちはありますけどね、やっぱりそういう部分で今、預かってる分、議長の立場も非常に大変だろうなと。先程浦川委員から質問状も出してあるとか、そういう話も出たのでね。それはやっぱり議長として1人で判断できることじゃありませんからね。そういう部分ではやはり議運でも幾らか

の諮問をいただければ話をして、皆さんの合意を取りつけるというのはやはり必要なことだと、そういうふう思うんですね。だから、会議にぼっと入るのは構わないんだけど、やっぱりその手前をきちんと整理してから入った方が、皆さん理解してから入った方が、特に前の感情とかいろんな部分が残ってたら、まともな話ができないから。そういう整理をしてから入っていくべきだと私はそう思います。

○委員長（岩永政則委員）

どうもありがとうございます。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

現在出してる発議の取り扱いについてということで、今ちょっと竹中委員からも言っていたんですが、先程内村委員からもあったように由々しき問題であるとかいう発言がありますので、出したものがどうだったのか。そこら辺の見解を教えてください。あくまでも私が提出者になって、これはもう引くに引けないところで提出者になっておるものですから、ほかに8人の方がいらっしゃるわけですから。例えばこれを取り下げるにしても、少なくともこの方達には説明をしないといけないわけですね、私も。そういった中でこの出した分についてどこか不備があったんでしょうかとか、そういう趣旨の内容で回答いただければということで、そんな厳しく書いておるつもりではありませんけども、あくまでも回答がいただければ、先程申しましたように取り下げをすぐにでも行うつもりでありますので、そういうことで理解していただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ですから私は、議長が取り扱いを議長預かりとしたというのは正解だと思うんですね。だから、通常の議会の形態であれば、議会運営委員会で話題となっているものを、失礼な言い方だけど3人入って発議で出された方の内容と、私たちの議会運営委員会がやっている内容がたまたま一致するものだから、お試し期間というのはちょっと別にして、そこに入れてたんだろうけど、実際私たちは特別委員会を作るか作らないかという論議はやってたわけですね。そうすると、議会運営のメンバーがやっているのに議長の方に出たと。そのまま見ればね。やはり全国的にそれはまず許されない行為ですね。ですから議長は預かって、僕は本来であれば、議長は動議で上げられたときに、これは却下という決断を僕はしていただきたかったんだけど、やはり議長も9名の方の意思を尊重して預かって、そして自分としてはどうなのかと。これはもう本人しか分かりませんが、それも議長の方からはっきりおっしゃっていただいて、それですっきりした形でやっていった方が僕は良いんじゃないかと。だから、あくまでも僕が大切にするのは何回も言うように議会運営委員会の立場ね。これを崩すと、議会運営委員会は要らなくなる。だから、ひょっとしたら私が違う項目で意見を言って、皆さんから反対されたと。そして賛同を

求めていったと。そして発議で通ったと。そうするともう議会の運営なんてめちゃくちゃになりますよね。なるんですよ。だから信頼関係が無い議会というのは非常に難しい議会になってしまう。だから、形というのがちゃんとあるわけですから、議会運営委員会というのがなかったら、それはいいと思うんだけど、議会運営委員会というのは互選で選ばれて、そして議会の運営に関する仕事をするのが議会運営委員会ですから、そういう分では逆に議会運営委員会の委員の皆さんは、そういうことがあったら「ちょっと待っとけ」と、「これはこっちで1回話をするから」と、そして決まらなかったと。そしてしたらもう、そうせざるを得ないねと、そういう形にしかならないと思うんですよ。だからよかったら、浦川委員が代表になってるんだけど、言葉に出して申し訳ないんだけど、議長の意思を今、話をさせていただければ、それで逆に取り下げするか、続行するか決められるということでしょう。で、それを浦川委員はその9名の方に御説明をすればいいわけです。議会の流れと議長の意思をよかったらここで話をさせていただいて、浦川委員が理解をさせていただければ、それで先に進めるんじゃないかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

議長。

○議長（山口憲一郎議員）

確かに浦川委員から質問状が出ております。内容については浦川委員が言うように、そんなきつい言い回しではございませんけども4点ほどの内容で質問が来ております。それで、ずっと私が言っていますように、発議については法的な根拠というところ、出してつまらないというところは、やはりないんじゃないかなという気持ちはあります。そういう決まりがありますので、どうこう言うつもりはございませんけども、ただ、私が今回このようにお願いをして議長預かりにさせていただいたということは、もう何回もそれぞれの委員も繰り返し言ってくれておられますけども、やはりこの件が今、議運の話し合いのテーブルの上にあるということで、それをさておいて発議で出るのはどうだろうかという私の気持ちで、浦川委員にもお願いをし、また議運にも諮問をさせていただいて、一応話し合いのテーブルにつけていただいたところでございます。やはり今までの議運のあり方っていうのも、これに限らず議運の中でいろいろ議長諮問、あるいは委員長諮問、また議運でのいろんな話し合いの中にそれを取り上げて、ずっと従来から来ておられたわけでございますけども、まず最初はやはり議運でそのテーマについて、ある程度議運の中で方向性を見つけて、議運の中の方向性が決まったら、全協を開いて皆さんにお諮りして、その全協で全体が了解を得れば、それで決定もしていいのかなと。しかしながら、いろいろ全協で意見が出て決まらないときは、また議運に持ち帰って、そういった繰り返しで以前からやってきているという流れがありましたので、私としては、そういう今までの流れに戻したいという真意の中でこういったお願い事をして、議運のテーブルに乗せてもらったということでございます。これを崩してしまえば、この議運という、今までせっかくここまで積み上げてきた議運というのが、もう機能し

なくなるような心配もしておったものですから、こういう正常に戻して話し合いを進めていって欲しいという気持ちでこういう状況になっております。一応そういう気持ちでございますので、御理解をしていただければと思っております。終わります。

○委員長（岩永政則委員）

今、議長から話がありましたけれども、委員長としても発言をさせていただきたいと思いますが、先程から申し上げておりますように、17日をもって一応けりをつけたというふうに私は思っております。17日をもって議運の御理解いただいて3点セットで解決の方向を見出したわけでございますので、この点も踏まえながら提出者並びに議長におかれましては、質問も簡単なものだとということでございますから、早期に決着をつけていただくようようをお願いを私からもしたいと思うんです。それで御指摘のようにやっぱり前段は整理をしてから、前に向かって議論していくと。当たり前の話でございますが、ありがたい話がございましたので、そういうことで早々に決着をしていただきますようお願いをしておきたいと思っております。

議長。

○議長（山口憲一郎議員）

先程、難しいもんじゃないという発言もありましたけれども、やっぱりあとのこともありますので、よく考えさせていただきたいというところで、本当は即、浦川委員に返事をせんといかんとですけども、やはり間違いもあつたらいけないということで、今、事務局等に相談しながら、できれば正しい方向の答えができればという方向で検討しておりますので、ひとつ御理解の方をよろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ちょっと議論が全然進まないようなので、今、出してるものを取り下げにならん限り、ここの議論の妨げになるっていうことですか。そうであれば、回答の確約さえいただければ、取り下げてもいいかないというようなことを、今ちょっと思ったものですから。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ただね、今、浦川委員が言われたことが逆に足かせになって、議論が進まない可能性もいづらか出てくると。やっぱり私達は正論の中で、要は議会運営のあり方ということで、それを基本的に考えると。その中で私達から言ったら、ちょっと違う方法でやられたと。それについては議会運営委員会としては、面目丸つぶれという感覚でもあるし、だから逆に、この足かせがない方が話がしやすいなど、そういうことなんですよ。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分かりました。それと1点、皆さんにお聞きをしたいんですけど、あくまでも議運での結論を出すということで今、話を進めようというようなことになっておると思うんですけども、あくまでも私は特別委員会の設置について審査をすると、これは1つの案で出させていただいておるんですけども、この議運での結論っていうのは何をもって結論とされるのかですね。そこはやっぱり明確にしないと、なかなか議論が進んでいかないんじゃないかなと。例えば今、ほかにも案を出していただいて、いろんな案を出していただいて、最終的に1つの案にして、それで委員会として発議ができるのか、できないのか。今のままでやるのかとか、こういったものがこの結論になるのかなというような感じはしてるんですけども、そうであれば、そこに向かって議論をすべきだと思ってるんですね。前回の内村委員の発言の中にも、この話は28年のときにも出とるんだというふうなことが、そして審議をして、そのときは採用しないという結論に達したということで、もう採用しないという結論が、そのときの結論だった訳ですね。だから、ここでもほかの対案もあるようですので、出していただいて、採用するのか、しないのか。ここら辺はもう、結論を目指して議論を進めるべきだと思っております。そうせんと、なかなか進んでいかないのかなと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

回答になるかならないか分からないんですけど、基本的に私達が議会、議会運営委員会ということを考えると、議会運営に関わることを全般を議会運営で話し合いをします。そしてこの行為については基本的には全会一致の中でやっていく。ここで全会一致がなかったらだめということです。はっきり言ってね。しかし、僕はさっきの浦川委員の発言の中で、内村委員からもうだめだったという話を聞いたということだったんですけど、それは前回のことであって、今回はこのことを取り上げようということで研修まで行こうと、その設定までしたわけです。ということは、話をもう1回やろうと、前向きにやってみようという私は意志の表れ。もし、それが初めから「だめだ」と言うんだったら、内村委員も研修なんか行く必要はない。「だめはだめ」とそれで終わりだった。そうした場合に逆に発議として出せる。逆に出せると。だからその順番があるということなんですよ、基本的にね。だから議会の運営、やっぱり議会というのはルールでできているわけだから、そういう分じゃ、やはり皆さんの同意を取る努力を逆にせんといかん。どうしてもできなかったと、賛同者がこれだけいて、もうだめだったから、結局やりましょうということだったら、それはそれなりだと僕はそういうふうに思う。しかし、あくまでも今、議会運営委員会の中でこの話は出てるわけですよ。少なくともその話し合いは出てるわけ。その中で出すというのは違うよって話。规则的に違うよということなんです。だから、今から浦川委員の提案について、私たちもこれはどうなのかという

質問とか、賛成反対のいろんな意見が出てくると思う。その中でいかに浦川委員の案を、皆さん説得できるかと、そういうことだと思うんですよ。初めから有りき無しきで話すわけじゃないんです、会議というのはね。当然、反対賛成あるわけだから、それをどうやって理解していただいて賛成にもってくるか。1つの討論ですたいね、議会の中では。そういうことをやっぱり順序正しくやっていった方がいいなと、僕はそう思っています。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

さっき浦川委員から前回の例が出ましたけども、そのときは饗庭さんが議会運営委員長されて、結局いろんな意見が出ました。そして見送りになったと、こういう経緯があります。そして私はその例を引き合いに出して11月25日ですか、議事録を見たら、このときにこういう言い方をしてるんですよ。5ページですけども、この特別委員会に代わるほかの方法も検討したらどうかという意見があったと。前回のときですね。その1つとして常任委員会同士の連合審査とか、そういう意見も出ておりましたから、そういったことも含めて検討されたらどうかという気がいたしますと、こう述べているんですよ。11月25日のときにですね。だからこういったことも含めて今後検討していかればいいのかないかなと思ってるわけですよ。それともうついでに言いますが、さっきの議会運営委員会のルールなんですけども、この特別委員会の設置っていうのは、明らかにこれは議会運営委員会の所管の業務なんです。これは議員必携にも謳われているように、審査の方法ですね。予算決算の審査の方法は議会運営委員会の所管の業務と書いてあるわけですよ。これはもう明らかにそうなんです。それともう1つは先程3点目に委員長が言われましたように、全員協議会で周知するとか言っていましたけども、議会運営委員会で話し合ったことは、各常任委員長が配下の委員に説明する、都度説明することになってるんですよ、申し合わせ事項として。だからこの委員会以外の委員はそれを通じて知ってるというのが前提になってるわけですよ。これは申し合わせ事項にそう書いてあるわけだから。してないとすればそれは委員長のミスかもしれませんけども。きちっとね、今、我々が議論してるやつは、委員長は持ち帰って配下の委員に説明、報告しなければならないというようになってるわけですよ。だから、これは補足として言っときますけども、ルールとしてそうなってますから、それはしっかりやってもらわんといかんわけですね。この予算決算特別委員会は、あくまでも審査の方法を協議する場ですから、議会運営委員会の所管業務なんです。これはもう間違いないですから、そこはよく頭に入れて、今後審議していただきたいなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

それぞれ意見が出ておりますけれども、一応、切りをつけていくべきだということ先程から私申し上げて、そういう御意見を踏まえながら一応のけりをつけて、そして前に進んでいったらどうかと、そういう方向にお願いしたいというふうに思っております

ので、それだけ確認をして休憩をしたいと思います。45分まで休憩をいたします。

(休憩 10時25分～10時44分)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ようやく今からの議論につきましては、具体的な点について皆さん方の御協議をいただきたいというふうに思いますが、冒頭に申し上げましたように、配布のこれは1つの案で、若干変わっておりますが、大勢はほとんど変わっていないですね。そういうことで疑問の点等があれば出し合っていていただいて、これはこうすべきじゃないかというような意見もあれば、その辺りに触れていきたいというふうに思いますが、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。説明はもういいですか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

まず、9月と3月のみ、やるのかどうかというのが1つ。それと特別委員会の時間を何分だったかな。時間を書いてとったですね。この間の資料の説明の中で。総務委員会所管が8時間で、それぞれ厚生と建設部分が同時間ぐらいだというような書き方がしてあったですよ。それと、あとウエイトについて、産業厚生はこのほかに特別会計を持っていますよね。企業会計も持ってる。そうするとバランス的にいくとウエイトがかなり、僕は産業厚生委員会がかなりのボリュームになると思うんですよ。同一プラス特会をするというような、今のでいけばね。条例は当然、産業厚生もあるし、総務の方が幾らか多いと思うんだけど、そうすると総務は駐車場と所管の部分だけをやるという解釈でいいのか。それと産業厚生は結局、建設部分と厚生部分とそれから特会全部、あと条例をやるという時間のバランスね。これについては、なぜ言うかと言うと、常任委員会が2つになったときに随分と議論をした経緯があつて。だから今のやり方であればね、特会の方が時間が短く済んでるというのは確かにそれは私たちも思います。はっきり言ってね。しかし、企業会計なんかは結構時間が掛かってるんですよ。だから時間のバランスは、ちょっと産業厚生が今まで短いんじゃないかっていうのはちょっと当たらないんじゃないかなというのが1つですね。それと今の2点ですね。それについてちょっと考え方を聞かせてもらえればと思ってるんですね。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、言われたことにつきましては、あくまでも参考までにということで、前回ですね、総務文教での所管に関する部分が8時間41分で、産業厚生に掛かった分が8時間46分ということで、去年の決算の話ですが、大体同じぐらいで終わったというところで、今、竹中委員が言われたように、産業厚生については特会が結構な分量で加わってくるということで、重々承知をしておるんですが、来年の4月までこのメンバーでの組み合

わせになつとるもんですからね。産業厚生委員の方たちにはちょっと仕事が増えるのかなという感じはするんですけども、是非一度やってみて、この組み合わせでどうなのかなという判断もですね、一回やってみて、やらんとなかなか分からんとじゃないかなと思ってですね。そこであまりにも片一方の委員会に負担が大きくなるというふうなことになれば、例えば産業厚生のものを産業文教とかですね。いろんな組み合わせはできると思いますので、やってみた結果が参考にできるんじゃないかなと思っています。だから、今々この組み合わせを変えるということはちょっと厳しいのかと思っておりますので、現状でやっていただけないかなとは思っております。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

さっき2つの確認をしたのは、浦川委員が考えてる特別委員会が9月と3月の2回だけの特別委員会なのか。それとさっき言った時間の問題、配分のね、ウエイトの問題を質問したんですね。ウエイトの問題は今聞いたけど。1つ目の特別委員会、あくまでも9月、3月だけだと。そういう形で希望されてるのか。もう1回確認をさせてください。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

一般会計予算決算の特別委員会ということでお示しをさせていただいておりますので、当然ですね、途中で上がってくる補正予算等も対象にさせていただければと思っております。もし、正式に設置ができましたら、12月も補正がもしあれば、その分もこの委員会での対象になるかというふうに思っております。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

僕が言ってるのは、基本的に9月と3月だけを対象にしてする特別委員会というのを提言されているのかと。できればあとを延ばしたいということですけど、できればじゃなくて、今回の分についてはその2回を目標として作りたいということであるのかどうかということを確認したい。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

一般会計予算決算特別委員会ですので、一般会計の補正予算についても、それが例えば12月に提案をされれば、それもこの特別委員会の審査の対象とするということと考えております。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

僕はそれを言ってるんじゃないくて、特別委員会自体が9月と3月、その補正予算は別にして、この2回に限りをまずやって試してみたいということなのかという質問ですよ。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

9月に設置をして、3月の当初予算の対応をして、その後に総括ということで議運の中でどうだったのかという中で、今後どうするのか、そして今後、先程言った委員会の組み合わせこのままでいいのかとかですね、そういうものも含めてですね、今後どう対応するかというものをこの委員会で決定をしていければというふうに思っております。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

そしたらね。僕はやはりこの委員会っていうのが、初めにこれを2つ作った経緯について皆さん、結局9名の皆さん理解して、これを提案されてるのかなあと思うんですよ。だから、ちょっと話長くなるけど、要は私たちが議員のとき24名いました。そして平成の大合併で20名になったんですね。そして民意の中で16名になって、当初私たちは3常任委員会、そして2つの常任委員会になったんですね。今、広報広聴もあるんだけど、これは別にして。だから、そのときに随分いろいろな部分、時間も含めて精査した経緯があるんですね。これかなり時間掛かったんですよ。だからそういう部分もやっぱり参考にしながら、僕は検討していくべきだと思うんですね。それとその特別委員会を作るのであれば、やはり、僕は一番初めに申し上げたように費用弁償とか何とか掛かってるわけだから、お試しかということじゃなくて、ちゃんと審査をして、ぴしっと中身を精査して、ほかのものも試す分たくさんあるんですよ、はっきり言って。だから、それを全部審査して行ってね、そして皆さんの合意を得て私は作るのがベストだと思うんですよ。特別委員会決して悪いものじゃない。今まで僕らもずっと長くやってきてね、悪いものじゃないと僕も思ってる。まあしかし、今までの経緯の中でもうこれ4、5回、5、6回かな、出てきてる事案なんですよ。例えば、先程内村委員も議長時代に饗庭さんが委員長の時にも出たし、僕らのときも森山さんとかいろいろな、まあ個人的な名前は別にして何回も出てきたんですね。そして、今の常任委員会でカバーできるんじゃないかという中で、今まではその方向で行ってたという現実がある。特に3委員会から2委員会になるときは大変な時間を掛けて精査をして、そして今の特会と企業会計、それから総務と駐車場というのを難産で作ってきた経緯があるんですよ。だから、その辺の内容を皆さんが御理解いただいているのかなと。今度作ろうと思う方々がですね。今までの経緯を見て、いややっぱり作るべきだというふうに決定されたのかなと。その辺

のことについてはどうですか。皆さんそういう勉強会なんかはされたんですかね。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、分かる範囲でお答えさせていただきますが、過去の26年当時の経緯というのは恐らく今回賛同してくださった方も内容は分かってないと思います。私もよく分かりません。そういった中で、あくまでも今の一般会計予算を総務委員会で審査をするということが、産業厚生の内容についてもいっぱいあるわけですね。例えば道路の管理とか、公園の管理とか。そういったものが、あくまでもその専門知識を持って産業の方で審査をした方が良いんじゃないかなというふうなことです。以前の経緯は申し訳ないんですがよく分かりませんが、そういうふうな審査の方法が良いんじゃないかなということで、皆さん賛同されて今回賛成をさせていただいたということです。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私も議会の経験が、まあ河野議員もそうだけど長いもんですからね。ずっと今までの経緯ということも私も随分覚えてるつもりなんですけど、だから過去のこともね、ある程度思い出しながら話をしてるんですけど、基本的に2委員会になったときには財政部分はね、一般会計、まあ当時約100億弱ぐらいだったのかな。それぐらいの金額のとき財政分は総務で全部把握をしよう。そして特殊な部分、特会ですね、この分はこの分で専門でやろうという、そういう始めは分け方をしたんですよ。そして、そういう話も出たんですよ、実は。当時は建設部門だったから、建設部門はやっぱり建設でした方が良いんじゃないかという話も僕は出たと記憶してます。ただ、そうすると総務委員会が逆に今度は建設部分の数字は質疑できないという話も出てきたんですね。で、特会を持ってるところは建設部門を所管として持っているから、要は基本的には所管事務調査でも内容については把握できると。しかし総務委員会は一般会計のときだけしかそこに携えられない、質疑が。もちろん本会議ではできるわけだけど。そういうふうな意見も出たという分なんですね。だから、そういうことをいろんな形でね、まだほかにもたくさんあったと思うけど、今、僕が覚えているのが、そういうところもだいぶ議長が苦勞してやってたなということも今思い出したもんですから、そういうこともありましたよという話なんですね。だから今出されているあれが、僕はだめだとかそういうことではないんだけど、やっぱりそういう分についても1つ1つ精査していく必要があるなど。それと基本的にはやっぱり、時間の問題でされたけど、まあいろんな議員がおられてね、私個人でいけば都市計画の方がね、やっぱり何年も追及してきたから、これには時間をものすごく僕は掛けたいと思ってるし、そうすれば当然都市計画特会が長くなりますよね。だから時間だけで計るんじゃなくて、やっぱりその議案数からいけば、僕は今の方が良

いんじゃないかなと、私個人はそう思ってるんですよ。ただ、聴く耳は持ってるから、やっぱり皆さんの意向で、そうした方が良くないのって言ったら、それはそれで僕もやぶさかじゃない。そういう気持ちでいます。今、私が言った総務の中で、今度は産業厚生の部分の部分が抜けるわけですよ。そうすると質疑は基本的にはあまりできませんよ。できないことはないけど専門的にはできない。それこそもう水道なんか全く、全くって言ったらおかしいけど、議案書に載ってるんだから本会議でやればいいことだけど、こういうところも全く話題にならない。ウエイトとしてお互いに信頼関係を持って審査してるわけだから、今の部分でもいいのかなあと。しかし、浦川委員のも一理あるのは、やっぱりその専門部会が、それを引き取って審査するというのは、それは私も良いと思ってるんです。それについてはどう考えられますか。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今まさに、所管事務調査とか、いろんな研修とかによって知識を高めておられると、だから、そういう部分で今の産業厚生の中で聞けるんだというふうなことを言われたんですが、やっぱりそういう知識をですね、一般会計の審査に活かしていただくべきじゃないのかなというのも逆にありましてですね。よそに行って、例えば公営住宅の話を聞いてきても一般質問しかできませんよ。一般質問以外にもう執行部に対して問い質す機会はないわけですから、ただこれが一般会計予算を審査をする立場にあればですね、そういったよその研修とかそういったものに十分活かされるんじゃないかなというのがあるって、特別委員会の方が良いんじゃないかということと、あと、今の総務常任委員会で審査をすることが、世間一般、世の中一般的だと思っただけですよ。事務局に聞いてもですね、それが一般的ですよ、世の中ほとんどそうしてやっていますよということだったので、よくよく調べてみたら、県内8町の中でも、もう長与、時津、それと東彼杵ぐらいがこの一般会計予算については総務が入ってるのをやってるだけで、あとは特別委員会、連合審査でやってる所もありますけども、東彼杵は当初予算と補正予算を連合審査、決算は決算特別委員会を作ってやられとるということで、純粋に総務委員会でやられとるのは長与、時津ぐらいしか県内ではないわけですね。だから、そういう現状を見れば、今の時代にちょっと遅れてるのかなという気もしとるもんですから。そこら辺もあって提案をさせていただいております。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

結局、総務委員会で今、こういった専門のものを産業厚生の方に持っていくとするじゃないですか。そしたら総務委員会とすれば、産業厚生の方野っていうのは審査がないですね。その辺はどう考えられるんですか。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そこはあくまでも総務文教常任委員会ですので、総務文教常任委員会の所管事務というのが規則で示されておるんですけども、ここに基づいて審査をします。だから当然、産業厚生の方については建設部とか福祉部の所管が書いてあって、この事項に関するということということでまとめられとるんですよ。この事項に関することは産業厚生でやってもらうということになりますので、極端に言えば、そこが目的であってですね、きちんと専門的な立場の人たちが分けて審査をしましょうというのがこの趣旨でございますので、当然分かれて審査をするような形を想定しております。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

いや、だから私が言うのは所管でそれをするということであれば、行政も全部組み替えをやらなくちゃいけないし、いろんな問題が出てきて、今からそれは精査していくことでしょうかね。基本的に私は総務は全体の財政を把握する。産業厚生は特別会計と水道会計、企業会計を審査する。ちょうどこの2つに分かれてね、2年に1回ずつ交替がありますよね。だから、それについては専門の方に行きたかったら2年に1回は当然皆さんチャンスがある。今まであんまり分かれたことに対して、どうしてもとか、そういうトラブルは何回かはありましたけど、過去ね。それでも今の状況ではあんまりないですよ。だから、両方に行ける権利も2年に1回ずつあるから。そういう分では皆さんの追求したいところ、皆さん全体をもちろん見らんといかんけど、やっぱりこういう部分はおかしいから、こういうことを追求していこうという、これは皆さん議員とすればあると思うんですよ。そしたら、そっちの方を専門的にやっていく。全体を全部把握せんといかんけど、まあ申し訳ないけど私はそれだけ全部はね。ある程度のあれは持っているけど、これを1つずつ細かくというのは申し訳ないけど、それはなかなか難しい。だから、専門的ところで私は建産の方に今ずっといますけど、やっぱりそれをずっと追求していきたいから、おらしていただく。たまたま委員会構成もそれで合っているのですね、まあそういうことで私は地道にやっているので。それと同時にさっき何回も申し上げるように、産業厚生エリアが逆に総務委員会は財政的には見れないですね、逆に。しかしこの分野は逆に言ったら、特会を持つてる所は所管だから調査ができる。しかし総務は所管が違うから所管に調査できない。逆にバランスが崩れるんじゃない。そういう考えもあるわけですね。だからそれをどうするかということですから、そういう部分もやっぱり考えていかななくちゃいけないと思います。それから1つ手前に戻って、私ばかり発言して申し訳ないんだけど、やはり特別委員会を作るからには、やっぱりきちんと、いろんな結局、この情報の時代だから、やっぱり作るんであればそれに応じた資料

と審査をして僕は作っていくべきだろうと、前向きに作ろうということであれば、それはもういろんな審査が要りますよ。だから、それを今からやるんでしょうけど、そういうことを今から僕も踏まえて考えていかんといかんなど。そういうふうに私は思ってる。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方ございませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今、浦川委員が今後のスケジュールとして示された、この案でいけば9月に設置して、3月議会から始めたいという、試験的にね、ということと言われたんですけども、これちょっと間違いないかどうか確認。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そういうことで予定をさせていただければなという考えを持っております。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

ちょっと質疑をさせていただきます。まず、このモデルっていうのは、どこの自治体をモデルとされたのかですね。それから委員長の選出は総務文教委員長がなるというふうになってるわけですよ、この案では。これ今まで特別委員会は互選によるってなってるんですよ、委員会の委員長はね。なぜこれをフィックスされたのかどうですかね。この理由は何なのか、まずこの2点をお聞きしたいなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

発言をいたしますので、委員長を代わります。

○委員（浦川圭一委員）

岩永委員長。

○委員長（岩永政則委員）

2人でいろいろ協議をしながらですね、これを発案をしまいいりした。そういう経過からしましてですね。私の方で簡単に説明申し上げますとですね、実は県議会の動き等も参考にしながら、県議会は常任委員会で御存じのように位置づけを明確にしておられるんですけども、そういうものとか、あちこちの状況を聞きながらですね、うちの独特のものと言えば、そうだろうというふうに思いますけども、いろいろこう参考にしながらも、長与独自の考え方をまとめてみたんです。そういうことで参考にしてきたということと、2点目はですね、委員長を例えば総務常任委員会の委員長、あるいはその産業厚生委員長が当たるということに書いておりますけども、これは1つの特別委員会を15人で設置をしますと、ここに付託をしますよね。予算あるいは決算が議案が上

りますと、本会議でこの特別委員会に付託をするということになりますと、この特別委員会で一括でしたら、これはもう一括審議になりますのでね。ここで分科会方式を県も取っておられます。4 常任委員会の委員長が分科会の会長をされておられるんですね。そういうことも参考にしながら、うちの場合は特別委員会設置をされますと特別委員長が別に仕切りまして、今度は2つの分科会に再付託をすると。その分科会というのは、会議規則の70条でありますように、分科会を置くことができるということがありますので、その分科会をそれぞれ産業厚生それから総務文教という今の常任委員会を分科会に打ち変えて、そこに付託をすると。そうしますと、そこで新たに委員長を選ぶよりは、やっぱり今の委員長あるいは副委員長が中心になって、その再付託を受けた仕切りは、その常任委員長がされた方が良かったらうと。副委員長も常任委員会の副委員長がすることの方が、物事はスムーズに進んでいこうという意図からこういう形にしたということでございます。ちょっとくどくなりましたけど、以上です。

○委員（浦川圭一委員）

委員長を交代します。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

進め方として、浦川委員から1つの提案を出されとるわけだから、よかったら浦川委員がずっと答えをしていただくと。一応出した本人だからね。まあ浦川私案だから一応その回答をしていただくという方式を取っていただければ。委員長の発言があまり多くなると、やはり私たち質問しにくくなるからね。だから進め方として本当を言えば浦川委員にそこおってもろうて質問する。そういう方法でやっていただいた方が良いと思う。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程、互選じゃなくてフィックスするというお考えですけども、ちょっと私も確認してませんけども、会議規則は互選となつとるわけですよ。そうするとこの特別委員会だけフィックスする理由が見当たらないんですよ。あくまでも互選という形でやらないとおかしいことになるんじゃないですか。それが1つ。それからもう1つは予算決算特別委員会の設置の目的が、この文章を読むと議員全員がって書いてあるんですよ。制度設計で。議員全員がって書いてあるんですね。議員全員だったら特別委員会の全員で協議するののこうなるわけですよ。それかほかの目的があるのかどうか。そこが分からないんですよ。そこ、まず2点。あとまだ質疑ありますからよろしくお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今日の資料でございますけども、あくまでも設置についてということで決定したようなもので出させておるんですが、あくまでも案でございますので、この中身についてですね、ここは今内村委員言っていたらいいんですが、変えた方がいいんじゃないかというようなものはどんどん言っていて、今言われたように、互選で決めるべきじゃないのかって言うたら、それはもう私もそういうふうに思うんですよ。いろいろよそも調べてみたら、こういう委員長がやってる所もありますし、副議長がやってる所もあるんですよ。だからいろんな案があると思いますので、そういう案を出していただいて、決定していくべきだと思っておりますので、是非そこは出していただきたいと思っております。あと1個は、2番の②の1番に書いておりますように、議長除く15人の委員で構成するというをまず書かせていただいて、このあとに分科会を置くということで、これ会議規則第70条に基づいた分科会を置いて審議をしていくということで、この分科会を今現状の総務文教常任委員会を産業厚生分科会というような位置付けにしてやっていきますよということを書かせていただいているところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

まず先程の互選ですね、私はこの案で今まで発議とか、こういうので案を出されたと思うんですよ。私見てないから分かりません。発議でね。しかし、こうして議論していくうちに、いやこれ案ですよって言われたら、私もちょっとどうかっていうね、ちょっとその信憑性に欠けるんじゃないかなというのが1つ。それから目的が議員全員が予算審査に関わるのであれば、特別委員会で全員でやったらどうかと思うわけですよ。なぜ分科会を設ける必要があるのか。目的は書いてあるわけだから。その2点をまず。まだいろいろありますから、よろしくお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

全員でやったらどうかということなんですが、そのあとも時間的な今結構委員会審議の中で細かく審査をさせていただいてるんですけども、同じようなペースで議員全員でやるとなると、時間的なものもかなり相当なものになりますし、場所的なものも確保ができるのかということもありますし、それぞれの常任委員会の先程申しましたように専門知識を持って、分けて審査をした方が効率的じゃないかということで、分けて提案をさせていただいておるところでございます。それと、あくまでも、案と言われればと言いますが、1回目去年の11月説明させていただいた以降に質問を求めとるんですけども、この内容についてはほとんど議論されてないんですね。だから今日初めてなんです。だからどんどん言っていればということでも先程申し上げたところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私が言いたいのは、この案というので出されとったやつが、なぜ議員発議で出されるのかと。詰めてないやつをね。そこを言いたかったわけです。これ議員発議は委員会とはもう別ですから、私は見たこともありませんし、内容も、どういう方が賛成者、提案者というのは実際見てないから分かりませんが、そうであれば先程試験的とか案とか言われたんですけども、やっぱり、精査して提案すべきじゃないかなと思うんですよ。なぜかっていうと、我々も行政から提案された議案はしっかりしたものを提案してくるわけですよ。我々もそれに向かっているいろいろチェックするわけですよ。審査でね。逆の立場になれば分かると思うんですよ。行政の方はものすごく精査して提案してくるわけですよ。もう否の打ちどころが無いぐらいにね、研究して来るわけですよ。だからやっぱり、試験的というよりも、発議に出されるようなものであれば、僕はしっかりしたやつを精査して出すべきであろうと思ってるわけです。だからその辺り、答弁は必要ありませんけども私自身はそう思ってます。もし答弁があれば、お聞きしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

発議の話はちょっと私も別物と思って話をさせていただいておるんですけども、言わせてもらえば、発議についてはこういう事細かいものまで発議の内容に入れておりませんが、あくまでもきちんとしたものを、決定したものを出示してくださいということなんです。あくまでもここはそういうもの、いろんな出された案を議論をして、そしてきちんとしたものにして全協に諮るとかですね。そういう場じゃないのかなと私は理解をしておりますもんですから。だから、どんどん今言っただき決めていくべきだと私も思いますので。そこはそういうふうにお願ひできないかなと思いますけど。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっと話が戻って申し訳ない。特別委員会の発議が出たというのは、委員会設置を目的として、中身はいわゆる議運の中で精査して、どういう委員会を運営していくかと。さっき内村委員が、議運は特別委員会の運営を審査するというので、それが議運の調査項目の1つだというふうに言われたので、設置は含めて、設置されたあと、じゃあその特別委員会をどうやって進めていくかと。いろいろ言われた委員長互選にした方が良かったとかっていうのは、あとから詰めていけばよかったもんだらうなというふうに思うんですよ。だから今、言われてるのは、こういう素案が出てきた。じゃあ素案を具体的にどうしたらその委員会運営がスムーズにいくのかっていう議論をしていく所かなというふうにしてはいるんで、そういう議論ができればなというふうに思ってます。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私はこの設置、発議の。内容を見てませんけども。そうであれば、やっぱり設置っていうのは、どういう目的で、どういう内容で、いつ設置するのかっていうのを明確にせないかんわけですよ。発議と言えどもね。あくまでもこれは発議だから、議員提案の議案になるわけですからね。行政だっけきちっと精査して提案してくるわけですよ。議員提案であろうが、議会提案だろうが、やっぱりきちとした中身を詰めて出すべきじゃないかなっていうのが根底にあるわけですよ。そこで私が質問したわけですよ。だから100%はいかないでも、やっぱりこういう内容、ぐらいいは提案していかないと。何のためするんですかって聞かれたら、立ち往生しますよね。議会で、質疑で。だから、きちっと、もしこれは発議で出した場合ですけれども、だから発議と言えどもきちっと出すべきじゃないかなと。答弁は要りませんけどね。発議の問題だから。そう思います。それと試験的につて言われるけれども、試験的と言うたらこれは許されないですよ。やっぱりきちとしたものを提案すると。そういうことを、やっぱりきちとしていかないとだめじゃないかなと思います。これはもう繰り返しになりますから結構ですけども、先程の目的が議員全員がと書かれるわけですよ、この趣旨にね。議員全員がって書いてあるから、特別委員会全員でやる意味に思いますよね。違ふとすれば、さっき言われたような内容をこの趣旨の中に入れるべきじゃないでしょうか。そう思いますけどね。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今の議員全員がというところについてちょっとお答えをさせていただきますけども、まず審査をそれぞれの、今の現状の常任委員会で審査を分けてして、それを持ち寄って、その特別委員会の中で最終的な審査をするということですので、その部分で議員全員で関わって審査をするということになるということですので理解をしております。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この趣旨のところ大事なところで、趣旨のところ先程言われたような全員協議するっていう意味じゃないですよ。分科会でということでしょう。そういう趣旨のことをここに書くべきじゃないでしょうか。①のところ。ここが全員がって書いてあるから特別委員会だけでいいんじゃないかと。15人で協議すればと思うわけですよ。全員がどっちに重きを置いてるのか、分科会に重きを置いてるのか、そこがよく分からない。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今、内村委員から出されたのは1つの提案だと思うんですね。審査全員でやろうじゃないかと。それはそれでまた議論していいと思うんですよ。だから、今なかなか議論がうまくいってないのが、これがどうなのかって言われてるところですたいね。じゃあここはこういうふうに変えた方が良くないかという議論がされれば、非常に前に進むと思うんですけども、これがどうなのか、これは間違いじゃないかと言われてると、ちょっと議論が進まない。で、私は今の議論聞いてて感じたのは、場合によっては一定連合審査を進めるよというふうな方向になった場合、いやこの問題については全員で議論しようじゃないかと、特別委員会ならそれができるわけですたいね。いや、例えばこの区画整理の問題は全員で議論した方が良くないか。じゃあ特別委員会の中で進めましょうと。分科会でしかできないというわけじゃなくて、この課題はちょっと重大な課題だから、特別委員会全員で議論しようというのも可能になるわけですたいね。特別委員会設置によると。そういうのもできるから、敢えて議員全員というのが入った方が良くないか。内村委員が言われた、いやいや全てを議員全員でしたらどうかという議論もしていいんじゃないかなというふうだと思うんですね。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今、浦川委員が出したことについて私たちはお尋ねしてるわけだから、ちょっと話が逸れてるなという感じがするんですよ。あくまでも浦川委員が出した議案について、浦川事案について質問をしてるわけですね。その先はまだ先の話だから。だからまず浦川委員が出してることについて、私たちはちょっと分からない部分も質疑をしてるということで整理していかないと、どんどんどんどん飛んでしまうと思ってね。

○委員長（岩永政則委員）

私が冒頭に申し上げた第1点は、11月25日に特別委員会の設置についての提案がされておりますよというのが1つです。これを受けて討議をして理解を深めると。そして討議をして、それでどうあるべきか変えるところは変えていきましょうねというような話をお願いを申し上げたですね。今まさに竹中委員が言われるように、この別紙の2枚については、若干訂正したところがありますが、前と大勢は変わらないということをお願いするように、この2枚の案を持って、こういうことで進みたいという提案がなされておりますので、この点についての議論を理解を深める場面が今の場面なんですね。そういうことから派生して訂正をこうすべきじゃないかという提案もあるかもしれませんが、両方相まって御議論いただければありがたいということで、整理をしながら質疑を受けたいというふうに思います。いいでしょうか。ほかに。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私も今この文章を読みながら、2つの今の常任委員会がそのままいけば小委員会という形になるんですけど、これについては先程から私が申し上げてるように、やはり産業厚生分野が非常に多くなるんです。そうすると産業厚生委員会の意見とか何とかをやっぱり今から聞くべきだと、僕はそういうふうに思うんですよ。産業委員会の今日委員長がお休みだけど、産業委員会集まって、その人たちの意見も聞きながら調整をしてということはやっぱり必要だというふうに思います。それとあと特別委員会15名で構成するっていうことが非常に引っ掛かっているんですけど、さっき河野委員が言ったけど、始めからの定義をすると、全体ですれば逆に良いんじゃないのかなという論法にしかならんとですよ、これを聞いて。しかし浦川委員の発言では、これを節からずっとやると時間が膨大に掛かるという発言をされたけど、それは僕は違うと思う。やはり質疑がある以上は、それは結局会期を延長してでもやらざるを得ないと私はそういうふうに思いますよ。そうすると、皆さん平等にということ、今度は特会も全部予算決算全部やるということにしかならない。もちろん水道会計もでしょう。だから、この決算については今度は、この論法から言ったら、全部予算決算は全員でやるという形にしか僕はならないと思うんですね。その辺についてはどう考えられるんですか。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

まず、基本的な考え方として一般会計予算が、議員必携172ページやったと思うんですけども1つの事件の所管が2以上の常任委員会にまたがる場合、特別委員会を設置してこれに付託することになるということで、議案の付託についてここで示してあるんですよ。だから、私は一般会計予算は2つの所管にまたがっているというような理解をして、こういうことをまず言い出してるんですよ。最初は。だからその理解がですね、特別会計は2つ以上にまたがってないわけですよ。あくまでも特別会計は産業厚生分野ですけど、2つに分かれてないから特別会計は今回提案した中での審議には加えてないんですけども、それが1点ありまして、前回も竹中委員言われてるんですが、15人でやったらどうかって、別に委員会付託制度を取る必要ないんじゃないかと思うというようなことを言われているんですけども、こうしたときにですね、ちょっとぴんとこないのは、どういうふうなやり方を想定されてるのかを教えていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ちょっと再質問って、ちょっと意外だったんだんけど、提案されたのはそっちの方だからね。それとあと15名でって言ったらおかしいけど、みんなを知りたいということであれば、やっぱり全員でやるというのがこれは公平だと私はそう思ってる。それが基本ですよ。それともう1つ僕が腹案を持っているのが、特別委員会というのは常任委員

会じゃないんだから、結局議員の意志で選択できる。特別委員会をしても辞退もできる。法的にできる。これ議長の報告だけでいいんですよ。これは特別委員会も辞退もできる。そういうふうな委員会、特別委員会というのはね、特別委員会の本質はね。だから、そこも頭に入れて考えなくちゃいけない。僕は基本的にこの文章を読みながら、それと同時に、あなたは前、時間とか何とか書いた資料を僕らにくれましたね。その中で非常に気になったのは、僕が言ったごと時間の問題が提案理由の大きな1つの理由になってたみたいだから。そういう文書をいただいているから、僕持ってるから、それ見直してもらえれば分かるけど。そういうことであればもう全体でした方が良くないんじゃないかと思う。そうすれば、みんな公平な時間でいける、そしてみんな同じ審査ができる。公平さを考えればね、要は全議案、全員で決算予算をやった方が良くと思う。まあこういう異論がある。しかしながら今2つの常任委員会に分けてるのは、そういうのは全体いろいろ話を聞きながら信頼性を持って、総務委員会の所管については産業厚生は信頼して審査をしていただいて、総務委員会は我々を信頼してやっていただいている信頼性の中で成り立っていると思う。私はそういうふうには思ってるんですよ。だから、そういう分で行くとさっき言った河野委員が全体でやった方が良くないんじゃないかと、もうそういう形しかならざるを得ない。そして、さらにもう1つ試すと、そういうふうな言い方というのは私は議員としてはおかしいと思う。やるんだったら、ちゃんと審査してやる。要は何回も言うけど基本的に私たちは議会の二代表制としての議決権を持つ。そして対価として税金から報酬をいただいている立場です。試すという言葉は非常によろしくない。やっぱり審査をしてきちっと決めたもので、これを簡単には変えれない。ということですよ。だから、変えるためには審査と理由が必要ということなんですね。だから、これについて僕はもう全く中身は僕もなるほどなと思うこともたくさんある。それを今からちょっと審査を僕はしていただきたい感じがします。1つ、非常に僕は気になったことがあるのは17日の全協で、ある議員がもう賛成が9人おつとやけんがでくつとよっていうふうな言い方をされた方がおられた。これ非常に私はもう違和感を感じる。これは議員として非常に不適切な発言だと私はそのように理解してる。そのことについて私もいろんな議員とか議会事務局に確認をしたところで、そういう話はあると、そういう話でした。それを前提に話をすることであればとんでもないという話がありました。一応ここで皆さんに公表しときます。だから私の持論とすれば、この方から見れば、そしたらもう全体でする意味ないかと、15名ということであればね。その分会に分かれる根拠というのがはっきりしてない。はっきり言って。だから予算決算と言ったからには全議案、時間は掛かっても、それはしかたがないじゃないですか。慎重にやるのが僕らの仕事だから。そういうことにしかならないんじゃないかなと私は思ってる。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

特別委員会で全体で審議したらどうかということですよ。それはそれで、そういう意見が多数であれば、皆さんがそういうことでそっちがいいんだということで、全員議員が15人集まって所管を呼んで、質疑をしながら審査をするというのは可能かなと思うんですけども、私が提案してるのは、一般的に特別委員会での審査というのはどうも分科会を作って手分けしてというのが、いろんな所でやってるのが主流みたいなんで、私もそれに乗っかって上げておるだけですので、だから、これよりもこれが良いんじゃないかというのを、先程から言いますように上げていただいて結構なんです。それと、試しでやるべきでないとか。時間を切ってとかっていう話もあったんですが、これは特別委員会の性質上、本来であれば9月議会で1回決算して、ここで1回もう終わらば、そういうふうに1回1回ずっと特別委員会作っていくべきかなと、特別委員会の設置の考え方からいけば、そういう手続きになるのかなと思っとったんですよ。ところがよその事例を見てみますと、もう一気に半年とか1年とかですね、特別委員会設置して終わらすというような所もありましたのでですね。そうであれば半年、決算予算をやって、それで終わらすのが一番ベストじゃないかなということですよ。決して試しとかなんとかやるつもりじゃないんですよ。私はそういうことは一切、お試しとかなんとかいうつもりで言っとるつもりはありません。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

もう発議のことは置いてるんだけど、そういうことを9名の方でいろんな話し合いを、今出たような話し合いを、みんなされたのかなと。僕は心配してるのは15名と書いてあるから、やっぱり何回も言うように15名の方がみなさん意見を一致にして、一緒に進むということをやらないと、どうしても途中から変な形になってしまう。さっき私が言ったように特別委員会が辞退ができるということもあるんですよ。だから、いやそれはもう我々は今の方がいいよ、やめるからとかいうのをこれはもう阻止することができないんですよ。だから、そういうことにならないようにみんなが理解してやらないといけない。だからそういう話し合いが浦川委員たちのグループでやってたのかなと、その辺が僕は聞きたいんですよ。だから、いろんな方法がある。さっき出た全体をやるような方法もあるし、私が調べたところ、長崎市なんかは分割して付託してる方式もある。そういうものを研究されて、結論として出されてね、持ってこられたのかなと私はそういうふうに思ってるんですよ。発議は関係ないと言いながらもね、その人数のことを言ってるんだけど、その9名の方がそこまで研究をされてサインをされてる。これがベストだという方法で出されたのかなと。私はその辺が、皆さんそこまで考えられたのかなと。考えられてるからサインをされたと思うんだけどね。そういう会議を何回、何十回ぐらいされたのかなと。その辺がちょっとね、だから、あなたの議案だから、あなたの議案に対する私質問をしてるわけだから、そういうことをやられてから、研究

されて出されたのかなということをちょっとお聞かせいただきたい。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私の中では、いろいろ今言われたように例えば分割付託とかですね、そういったものも考えていろいろ調べてですね、そういった中で、この特別委員会の設置で審議していくのが一番良いのかなと思って提案をさせていただいた。ただそれだけなんですよ。で、同意をさせていただいたあと8人の方についてはですね、先程河野議員が言われたように、詳細についてはその後に決めてきましょうということですね。だからタイミング的に、この間の臨時議会のタイミングで上げれば9月まで時間が取れるなということで、そういうスケジュールで対応させていただいたところなんです。だから私にしてみればこの特別委員会を設置しての委員会審査というのが一番ベストじゃないかなということも思って提案をさせていただいております。だから何度も言うように、いやいやそれよりこっちの方が良いんだというのがあれば、どんどん上げていただきたいと思うんですよ。そうしないとこの議論が全然できないなと私思うんですね。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

それをするために、浦川事案がどうなったのかということを先に私たちは聞いて、そしてまだほかに方法がありますか。それは次の段階。だから今お尋ねしてるのは、浦川事案がどうやって出てきたのか。どういう考えの中で出てきたのかということは今聞いている時間なんです。その後は結局、今度は逆にその議案を聞いて、そして今度は皆さんがほかの方法もあるんじゃないかという方法をいろいろ考え出して、そしてそれを議題として載せてというのが議会運営委員会でしょう。だから、今の時間は、僕はその議事運営の流れでいったら、浦川議案をはじめどういう形で来たのか、どういう理由なのかを今お尋ねをしてるとこなんでね。だから、そういう形で審査をされてきたのかなという経過についても、やはりお尋ねをする私たちは権利があると思う。だから皆さんがその結局9名の方が出されてる分について、皆さんが一致した考えで何人かにお尋ねを聞いたら、いや9月にはこだわらないんですよというような言う方も何人かおられた。しかし形とすれば9月からという形になってるみたいですけど。まあ個々に集団でお話をされたら個人的な見解というのはそれぞれいろいろあると思うんです。私も何人かに、1人じゃないですよ、何人かに、そしたら、いや別に9月ってことは別に3月からでもいいんじゃないですかという人もおられましたよね。申し訳ないけど、個人的な見解をされた方もおられました。それはもう名前も言う必要もないし。だから、そういうことを私たちもいづらか話を聞いてるし、だから、要はそのことについて何回ぐらいこのことについてね、特別委員会の設置について。これを見ると、もう既に15名。そして

結局その分会については常任委員会を小委員会に分けて、そしてまあ委員長がその会長になってという具体的などころまで出て、で、文章が多分変わってる分は常任委員会に付けるか、特別委員会にするかとかと、それが変わっただけというふうな理解をしていますので。そこまで出すのであれば、当然その中身についてかなり精査をされてるんだろうなと私はそういう理解をしてるんですよ。だから私は自治体に直接行って、議長経験者、議長、それから事務局にいろいろ話を聞いてきました。それは、このあと浦川委員を資料としてお願いをしたいわけだけど、今は浦川委員に対するに質問だから、そういうことをされましたかという話を僕はしてるんですよ。書いてあるからここに。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

11月25日の議事録の冒頭にもですね、こういう趣旨で提案をさせていただいたところでございますと書いてるわけですよ。だから私の考えですから、そこをまた、どがん考えと言われても、考えはあんまり変わらんわけですよ。

○委員長（岩永政則委員）

それではですね、1時15分まで休憩をいたします。

（休憩 11時50分～13時14分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を開催をしたいと思います。2時間ぐらい議論をいただきましたけれども、少し前に進めさせていただきたいと思いますが、特別委員会を設置することについては、今回、今までの議論、あるいは前回の議論、踏まえますと、異論はないのじゃないのかなど。内容は別ですよ。設置そのものは異論がないような感じがするんですが、皆さんのお考えはどうでしょうか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今の委員長の話では、できることについては異論が無いということではなくて、それを作るか作らないかについて、浦川事案のことを今お尋ねをしたわけですから、そういう前提ありきな話だったら私はいたしません。だから今から話し合いをして、そして十分に審査をして、こういう形でいこうということで納得すれば私も賛成します。今の状況は、今日は浦川事案を聞いた。そして今からの話であれば、各人がここの議会のことを知りたいとか、そういう資料も請求をしたり、もしくは、委員会で今のウエイトの問題を委員会で話し合いをしていただくとか、そういう作業に移っていくと。そういうふうに思うんですね。それとさっき出た全体でやった方が良いのか。分会の方が良いのか。まだ審査する分は資料ももっと欲しいし、私も資料をその時間になったらお願いをしたいと思っておりますので、今の委員長の発言とすればちょっと私は異論があります。

○委員長（岩永政則委員）

分かりました。ほかに御意見ございませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

午前中の続きで浦川委員の提案について、あくまでも浦川委員の提案についての質疑を午前中やってきたわけだから、午後も引き続いてやるべきでしょう。そう思います。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員、いいですかね。午前中ずっと、この提案に対し理解を深めるということまで質疑をずっとしてまいりましたのでね。今、御提案がありますように、もう少し質疑を継続をして行きたいと思います。質疑がある人、どうぞ。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

まず一つずつ質問したいんですけど、浦川委員の提案であれば全体会議と分科会、2つに分かれると思うんですよ。ただ、先程出た、みんなで一緒にということであれば分科会はないわけですよ。そういう意見も少し出ました。だから、浦川さんの提案によれば、時間掛かるんで分科会だと。そういう御意見。そうするとこの分科会と全体でやる分。それぞれどういう内容をされていくのか。全体会議ではどういう内容をされるのか、全員集まってね。分科会では何をしていくのか。そこのところはどうなんですかね。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分科会においては、それぞれ総務文教常任委員会はどういった所管であるというのが、委員会条例の中に示してありますので、例えば、総務文教で総務課の何々に関する事項とか、教育委員会は何々に関する事項とか、一般会計の中の総務文教に関する事項を総務文教分科会で予算の審査をします。もう1個の産業厚生分科会についても同様で、建設部とか福祉部についての事項について、一般会計の中の審査をするということで、案を出しております分科会の会長には、そこの常任委員会の委員長になるということで、そこの委員長が分割して審査した案をまとめてですね。だから2つの案がまとめられて、初めて特別委員会の全員が揃った中で報告をしていただくと。両方の分科会から報告していただいたものをもって、特別委員会の総意として一つの結論として、特別委員会の委員長が本会議において委員会報告をします。そういうやり方で考えてはおるんですが。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私がお聞きしたのは全体会議は何をするのかと。まず、全体会議を開いて、これこれということで分科会に再付託すると思うんですよ。浦川さんの案では。この骨格案は。そうすると、この全体会議はどんなことをされるのかね。

○委員長（岩永政則委員）

浦川議員。

○委員（浦川圭一委員）

まず議案の質疑については、本会議場で自分の分科会に属さない部分の質疑は、現状、総務文教委員会の委員は一般会計予算についての質疑はできませんよね。産業厚生委員しか本会議場でできないというふうなことになっておるんですが、まず質疑については、総務文教に属する委員は産業厚生に関する内容についての質疑はできると。逆に産業厚生委員については総務文教に係る質疑は本会議場でできるということで、本会議場での質疑はそこで一応終わらせて、そして、その後に1回寄って、特別委員会を開いて、その場で分けて審査をしてくださいということをし入れをするのか。それとも本会議の中でそこまで済ませるのか。それぞれの分科会で審査をお願いしたらいきなり審査に入って始めるのかですね。そこら辺は今からの協議の中で決めていけばいいのかなと思ってるんですけども。ここにフロー図がついてますけども、両方から出たものを持ち寄って特別委員会を開催をするということ。そこで、分科会長報告になると思うんですけども、一方の方から報告に対して質疑を求めるという形になるのかと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私もそのところがちょっとよく分からないんですよ。本会議で質疑ありませんかというのがありますよね。これをまた特別委員会の全体でやるということですか。だから、委員会の所管に対する分の、厚生と建設の分は産業厚生委員会でやると。そして、総務の分は総務でやると。これをお互いやるわけでしょ、そしてまとめた中で、また中身について審査をするということですか。しないんですか。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

両分科会で審査した結果をもって予算決算特別委員会を開催をして、その中で両分科会長が審査の報告をします。その審査報告に対して質疑はありませんかということ。だから、内容についての質疑ではなくて。今でもやっていますよね。両委員長がいろいろ。委員長報告については、これ申し合わせじゃないんでしょうけど、質問しないということになってるんじゃないですかね。だからそういうことで、一応、分科会報告をして、そこで質疑を求めるということで考えております。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

その辺の行き違いがちょっとあるからね。本当は休憩中にフリートークでやった方が

僕は良いと思うんだけど、報告に対する質疑というのは好ましくないということなんですよ。だから当然その特別委員会の中の報告に対しても、要は本会議の中で各委員長が報告しますね。それに対する質疑は今までありませんね。はっきり言って。というのは、申し合わせの中でそれに対しては質疑をしないということをやっているんですよ。だから、さっき内村委員が言っているのは、そのところなんですよ。だから持ち寄ってきて、問題があったらまたそこですか。それをしないんだったら、ただ報告でそのまま本会議に送るのか。だったら逆に本会議の中ですでにそれは行われてるわけだから。重複するから。あなたが言うように、もうそのまま上げていってと、そしたら特別委員会の中でその報告を聞くだけという話にしかならん。流れとしてはね。だから、その辺の有効性があるのかなということだと思う。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

質疑ありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この全体会議とそれから分科会を開くという浦川委員の提案ですけれども、全体会議には何をするのか。分科会では何をするのか。その仕事の分担内容はどのような内容なのか。それをこの提案者はどういうふうに考えておられるかというのをお答えください。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この分科会では一般会計予算の中のそれぞれ所管する分の審査を行うと。分科会ではですね。全体会というのは予算決算特別委員会の全体会では、両分科会長より審査報告を受けて、報告に対する質疑を受けて、反対討論、賛成討論を経て採決をします。その後本会議で特別委員会の委員長の報告として報告をすることによって、特別委員会を設置したからといって、この委員会の部分になるべく仕事が増えないように、省略できるものは省略をしていければなというふうに考えておるんですけども。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今お聞きしたのは特別委員会の全体会議で何をするか、分科会では何をするのかというその業務分担というのは非常に重要になってくるんですよ、実際の運営上は。だから、それはしっかり詰めないといけないと思うんですよ。それでお聞きしたわけですよ。

その辺りが何か分からんままにいくと、ほかにもいろんな案が出てくるだろうと思うんですよ。これを聞いた上でね。今、浦川委員の提案では、まず第1回目の全体会議をやるんでしょ、最初に。予算決算議案の質疑が終わったあと、本会議で付託をしますよね。特別委員会開きますよね第1回目を。その会議では何をされるんですか。具体的に。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そこでは各分科会への再付託と申しますか、分けた分の付託をするということで考えております。この作業が果たして必要かどうかというのは考えてるところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると、第1回目の全体会議では再付託をすると。その再付託をするに当たって何かないといかんわけでしょ。議案のこの部分はこの分科会にする、この部分はこの分科会にする。というのは分割表を提示するんですか。そこが大事なんですよ。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

付託の内容については委員会条例で分けてあるわけです。総務文教委員会の所管はこれこれですよ、産業厚生在所管はこれこれですよというのが書いてある。それに合わせて振り分けるということです。振り分けたものを委託すると。そういうことです。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

なかなか単純に分けられないグレーゾーンも出てくると思うんですよ、議案によってはね。だから、その採択について分割をどの部分をね、例えば議案書の何ページの何款をどこどこがするとかね、そんな分割表を作らないと、実際委託はできないと思うんですよ、実務上。そうすると、この分割は誰が作るんですか。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今でも、款項目別に分けた各所管の課ごとの分類表をいうのを作っておりますので、それをそのまま分ければいいだけの話なんで、それは事務局が作ってくださってるのか、執行部が作ってくださってるのか、私もその出所は分かりませんが。今の総務文教常任委員会で審査する中でも、それはもう既に提出していただいておりますので、それを2つに分けるだけですので、そんなに難しいことではないと思いますけど。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

分割表を作るというのはそんなに難しくないと言われるんですけども、分割して、それからそれぞれの分科会で行政を呼んで説明を聞いたりするわけですよね。その調整も必要になってくるわけですよね、その分割に当たって。そういうところも総合的に考えないかんわけですよ、分割に当たって。私はその経験がありませんけどね。だから、そういうのを誰が作るのと。誰が作っていくの、分割表。委員長が作るんですか。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

誰が作るということでは、それは条例で明確にですね、例えば総務課はどここの常任委員会に属するという示してあるじゃないですか。だから、そこをもってその所管の方たちがそれぞれの所管に行って説明をするということで考えておるんですが、それをわざわざ、いちいちまた行政に言うということは考えておりません。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

一般の会計予算というのは1つになってるわけですよ。これを分割するわけでしょ。総務文教委員会が所管になってるわけですよ、今、現実には。それをどうやって分割するんですかという質問なんですよ。そういう表があるのかどうか、ちょっと私も今手元に無いですけど、そんなに簡単にいくもんですかね。可能なんですか、それは。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今でも各課ごとの款項目で示されたものが提出されておりますので、それを2つの所管に分けるとするのは難しいことではないと思いますけれども、そこら辺の見解は事務局に聞いた方が分かるんじゃないんですか。私は難しくないと思って言ってるんですが。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私も過去総務委員長をしたことがありますので、その分け方というのは非常に問題あるんですよ。時間が掛かる。私がやってたときは委員長サイドでページ数とか款とか分けて、順番に所管を呼んでやってたんですね。だからそれを今度、今、内村委員が言ったそれを誰がやるのかと。私は総務委員長ときには、一般会計の分は私なりにページ数でいったり、それと同類項の場合はページ数でいったり、あとは今のやり方ですと款

で分けたりいろいろやってるけど、これは前からこうしなくちゃいけないと決まったものじゃない。事務局は委員長が言ったことに対して、それを作ってきてるわけであって、事務局が作ったわけじゃないんですよ。だからそれも初めから見直してやらなくちゃいけないよっていう言い方を多分内村委員は言われてるんじゃないかと。過去私が総務委員長をしていたときには、一番初め私の場合はページでやってたんですよ、款じゃなくてね。そして、私が1回やってから今度は款の方になって、そのあと款の方でずっとやってたんじゃないかなと思うんですけどね。それからあと僕は総務に行っていないからよく分からないんですけども。この分類というのは結構委員長サイドで難しかったんですよ。分け方がね。それを今1つのパターンとしてのも事務局が提出してるだけであってね、実際それを分けるためにはかなりの労力が要ったと記憶しています。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、まさに言われたとおり、課の款項目が示されて予算書の何ページから何ページとちゃんと示してあるのがあるんですよ。だからそれを、例えば建設部と福祉部関係はこっちの方で2つに分けるだけですので、課ごとに頭で分けてありますので、課ごとに振り分ければ、そこはそんな難しいかなと思うんですが。私はそんな難しくないと思いますので、事務局に分けることがそんなに困難かなという見解を聞かせていただければ。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

それを今までやってきたのは総務委員長がやってたんですよ。僕はそういうことを言ってるんですね。だから事務局がじゃないんですよ。結局、当時の総務委員長がやってた。それも河野委員も委員長されたからやり方というのはそれぞれに違ってたと僕は思うんですよ。だから委員長が変われば、そのやり方がずっと違って来たということもありますね。だから僕がやってときはそうだった。多分僕が総務委員長のときは河野委員長も委員だったもんね。そういうことだと思います。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私も決算、予算のときは審査がスムーズにいくように恐らく所管の方から何ページに、この課の歳出がありますとか、歳入がありますとかっていうのを全部分けていただいて、所管が例えば建設部が来たら何ページのこの項目、総務部来たら何ページのこの項目という説明をしていただいているんで。その資料に基づけば、建設部は分科会をこっちにと、総務部は分科会をこっちにというふうにはスムーズに分けられるのかなというふうに、今のシステムの中で、今のいただいている資料の中で今、委員長が作ってる状況ではない

です。事務局にお願いして、もう数年前ぐらいからそういうふうな形で作って、審査する委員も当たり前のようにそのページに基づいて審査を行っているという状況ですから、私もその資料に基づけばそんな難しくないというふうに考えております。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

可能ということですね。分割は可能と。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そういうことで可能であると考えております。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると先程の質問に戻ります。まず第1回目の全体会議は、分割した案を示して、これこれはこの分科会に再付託しますよという説明をして、それで終わりなんですかね。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そういうことで、最初はその対応でいければということ考えております。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程の全体会議というのはそういう意味でお尋ねしたんですよ。全体会議はどんな仕事をするのかと。今度、分科会はまたちょっとあとで質問しますけども、その全体会議、各委員長の報告が上がってきますよね。第2回目の全体会議をする必要があると思うんですよ。最初、全体会議で分割案を示して、その分割を採択する。そして分科会で審議していく。分科会はこの案では採決権は無いということで提案されてるんでしょ、今。採決権あるのかな。ないという前提ですよ。どっか書いてあったんですよ。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分科会で採決までするというごさいます。2回目の全体会議で両方の結果を持ち合わせて、そこで質疑それで討論採決までするというごさです。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

いや、私がお聞きしてるのは分科会で採決権が有るのかどうかということを知りたい。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この3番に、分科会において採決を行い報告するというなことで書いておるんですが、このとおりやった方が良いのかどうか。そこは議論していただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

ここに書いてありますね。この分科会は裁決権もあるし、討論して採決すると。こうなってるわけですね、もちろんこれ質疑もするでしょ。質疑は抜けてますけども、分科会で。それが1つと、もう1つは分科会は調査権限があるのかどうか。付与するのかどうか。その2点をまず伺いたいと思います。分科会質疑があるのかどうか。ここちょっと抜けてるんですけども。3番目、審査の方法で各分科会って書いてあるんですけども、慎重審議の上と書いてあるんですが、質疑はもちろん当然できるものと思うんですけど、質疑討論採決となるんですよ。それが1つと、分科会は調査権限があるのかどうか。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

質疑はもちろんしながら審査をしていくということで考えております。あと調査権限があるのかということで、あくまでも審査の権限ということで、これは審査の権限はあるということで、あと、一つ心配なのがですね。ここで採決を行うということになってるんですが、ここがですね。1つの議案についてそれぞれの分科会で審査が、1つの議案というのは両方合わせて分が1つの議案ですので、それについてここで分科会で採決ができるのかっていうのはちょっと疑問に思うところであるんですよ。だから、そこについては皆さんで議論をしていただければというふうに思っておるところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

調査権限があるっていうのは、少し研究する必要があると思うんですよ、分科会に。特別委員会の分科会に調査権限があるのか。それと所管事務調査を今までしてきたわけですよ。そういうのがどうなのか、何か研究してこうだっていうのがあるのか。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

会議規則の70条に分科会または小委員会ということで示してあるんですが、この審査または調査をするために分科会を設置することができるとなっておりますので、分科会については、この審査または調査ということはできるという前提で考えております。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程にまた戻りますけども、全体会議をして分科会を開きますよね。恐らく最終の全体会議になると思うんですね。したがって全体会議というのは2回最低開かんといかんわけですよね。浦川議員の提案によれば、前もって言いますけどもね。そういう流れになると思うんですよ。最後の全体会議では、各分科会の会長が報告して、それぞれが報告するわけね。その報告内容がそれぞれ賛成と否決になったと。賛成と否決、例えば一方が、A分科会が賛成、B分科会が否決というね。それが同じであれば調整しやすいんじゃないでしょうか、そういうケースの場合にどういうふうに調整されるのか。浦川委員はこれを提案してきたわけだから、そういうのも想定されて、多分、提案されたんだと思うんですよ。そういった場合どうするのかね。そのところはどうなるのか。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程から、あくまでもこのプリントには、分科会でも採決をするということで書いてあるんですが、私がちょっと考えるには、1つの議案を分科会ごとに採決をするのとはどうかというのが1つあるんですね。するべきじゃないんじゃないかなというの。だから、できれば私は最後の本会議に行く前の全体会の中で、両方の報告書は出た中、それをもって採決に臨むべきじゃないかなと、全員がですね。の中でそういうふう、私はそういうふうにしておるんですよ。だから、私はそういうふうにしてるんですけど、こういうふうにした方がよいというのがあったら是非御指摘いただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

浦川委員の提案では、それぞれの分科会会長の報告を尊重すると。何も調査しないということですね。もうそのまま採決に移るということでしょう。全体会議でね。全員の。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

おられる議員が報告を受けて、自分が所属してる分の報告は大体分かると思うんですが、所属してない方の報告というのは、それを聞いて例えば総務の報告は全体賛成だったけれども、こっちは聞けばやっぱりちょっと反対かなと思う人は、全体合わせてどっち

と考えるべきだと思いますので、それはその方の判断で賛成なり反対なりの態度を表明されるということで考えております。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると全体会議のときには、それぞれの委員長の報告を聞いた上で、皆さん賛成に回るか、否決に回るかという判断をされて、委員会としての採決を行うと。そしてそれが終わったあと、今度は本会議でまた同じようなことを繰り返すわけですね。議長が質疑と討論と採決するわけですね。その席上でまた採決というのが出てくるわけですね。そうするとやはり何かダブってるような気がするんですよね。それで、これはお答えする必要ないんですけども、今の浦川私案の質疑をしてるだけですから、だから、それにどうのこうのっていうわけがないんですけども、そここのところちょっと意見があれば。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ちょっとだけ解釈が違うのかなと感じたのが、両分科会からの報告を受けた特別委員会の場では特別委員会の委員長は両方の分科会からの報告はしないんですよね。あくまでも次に開催される本会議において、委員長が本会議場で両方をまとめたやつを報告するというので、だから特別委員会の中では両方の分科会から上げられた報告をもって、賛成討論、反対討論までやって、採決すればどうかなということでは考えております。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私もそう思ってたんですよ。本会議では特別委員会の委員長が報告せないかんですよ、まとめるんだから。だから全体会議の中では、例えばそれぞれの分科会の会長がそれぞれ報告するわけですね。その方向に基づいて質疑とか、討論がされるんですけども、最終的には採決をせないかんわけですね。そのときにそれぞれの議員はそれを聞いた上で、賛成反対をするわけですね。そして特別委員会としての決定をするわけですよ。賛成が多かったら賛成になるわけですね。これをまた本会議でも繰り返すわけですよ。結局、特別委員会の委員長が報告してそれに対して賛成、反対の採決をせないかんわけです。それぞれ議員は。だからイコールになる可能性があるわけね。それぞれの議員が賛成、だからそここのところはダブる可能性があるんじゃないかなっていうことを申し上げただけで、これは私の所見なんで、この今のストーリーを聞いたかったんです。全体会議の仕事の内容はどうか。分科会の仕事の内容はどうか。この今をずっと今聞いてきたわけですよ。そここのところは今お聞きしたから、浦川委員のストーリーとしては、ああこういうことなんだなというのが今、理解できたわけです。

そんな中でA分科会、B分科で採決が賛成、反対というのが多分出てくるかもしれません。だからそれはもう敢えて調整をしませんということだけ、そのところをお聞きしたかったんですね。それから分科会としての報告書を作成されるということで言われたんですけども、分科会として通常上げておられる報告書してますよね、常任委員会の、ああいうスタイルになるのかなっていうイメージでいるんですけども、その辺りは特別変わった中身っていうか、浦川委員の何か特別変わったものがあれば答弁願います。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、常任委員会の委員長が報告を本会議場でされておりますけども、それと同様の報告になるかと思えます。ただ分科会長の報告ということに名称的には、呼称的にはそういうふうになるのかなと思っております。分科会長の報告ということで。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると、先程浦川委員も分科会で採決まで入れるかどうかっていうのは、まだ迷ってるということでもいいですよ。それからあと急ぐ理由。この急ぐ理由っていうのが今まで話聞いたのは9月とか任期中にやりたいということなんだけど、議会の任期っていうのはそれぞれ変わってくる。議会というのはずっと続くわけですよ、永遠に。その自分達の任期中に決めないかんっていう。それはある程度は理解しますが、しかし、やっぱり議会体としてずっと決めていかないかんわけだから、何か急ぐ理由っていうのは、今までもずっとこの問題というのはあったわけですよ。急ぐ理由というのは、浦川委員自体、考え方を教えてください。私はこういう理由で急ぐんだという。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

決して急いでるわけではないんですが、昨年6月にかかって私ども任期来年の4月までになっておりまして、結論が出せないまま終わるというのも情けない話で、4月までに何らかの結論を出すとなると、どうしても決算、当初予算というのは一番大きな一般会計の中で時間を要して審査するこの場面なんですけど、ここを2つ経験した中で結論と言いますか。恐らく私は決算が済めばそこで検証をして、そこでまた反省会が必要だと、この議運とか開いてするべきだと思っておるんですよ。そしてまた次の12月の補正があれば補正に臨むとか、そして最終的に決算予算をやって、そして4月、今日の冒頭、朝からも言いましたけども、どうするのかはやっぱりここで責任持ってここで決めるべきだと思うんですね、今後どうするのか。だから特別委員会ですので、どっちみちどっかで切らんばいかんわけですよ。延々と特別委員会で引っ張るわけにはいきませんの

で、だからタイミング的には決算予算をやるとすればもう今の時期しかないのかなというところで、今回提案をさせていただいているというところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

浦川委員の個人的に急ぐ理由は分かりました。理解できました。私全体的にやはりこういう大きな問題は、やっぱり慎重審議していかないといかんと思うんですよね。今までも審議しなかったということはないわけですけども、いろんな意見がありまして、前回もそうでした。饗庭委員長の時も。いろいろ意見があつてまとまらなかったんですよ。そういう例もあったもんですから、やはり慎重に審議していかんだろうと思うんですよ。そういうことでお尋ねしたわけです。急ぐ理由は何かっていうことで。分かりました。私だけ質疑しても仕方ないんで、ほかの人がもしあれば。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今のやりとりを聞きながら、浦川議案というのは、まだこの辺は決めてませんよとか、良い案があったら教えてくださいとか、非常に献身的なお考えを持つてるようなんですね。それをもって特別委員会を作るというのは、ちょっと僕も違和感があつとですよ。決まったものを、自信を持ってこう決めました。これをもってどうですか。ということであれば、それはもうどっちかということなんだけど、今の話からいくと審議することが多いですよ、はっきり言ってね。分会で結局採決をするのか、しないのかとか、そういうのを含めながらだから、その辺の機はまだ熟していないんですよ。だから今度、仮に特別委員会を作りましたと、そしたらもう、それからまた始めんといかん訳ですね。しかし、この仕事は議会運営委員会の仕事ですよ、基本的には。特別委員会でやる仕事ではない。審査するのは特別委員会だけど、まだ今の話を聞くといい案があったら教えてもらえんですか、とかいうような意見が何回も出ましたよね。だから今、特別委員会を作る。何のために作るのかなということ考えたときに果たして結論が出せるのか。そこまでいって。ということであれば、今そのまま折衷案で考えれば、これを作るための特別委員会を作るのかなと、そうするとその委員会というのは逆に言ったら議会運営委員会の所管だと思うんですよ。議会運営委員会でもっと慎重に揉んで、正しい良いものを作って、15人の方の皆さんに理解できるようなものを私達が作って、特別委員会を作るというのが僕は筋道だと思うんですね。今、聞いてると、さっき言った繰り返しになるけど、小委員会での議決がどうなのかとか、そういうのをやっぱり今から考えんばいかんごとなった。報告書にしてもそうだし、だからその辺をもう少し研究をしていった方が良いのかなっていう感じがするんですね。だから、資料請求とかそういうのをして、どういう経緯でできたのか。そして今、僕が1つだけ、ちょっと先のこと言って申

しわけないんだけど、1議案を分割するということが自分自身がどうなのかという議論が出てくるんですよ、実はある議会で。特別委員会はまだできていますよ、そこはね。しかしその基本的な1議案を分割することがどうなのかという初めの原点の疑問の中での格闘が今あってるんですね。だからそういうのを含めて調査をして、そして僕はやっぱり時期を9月っていうのは、どうも9月ありきで行くもんだから僕らも急がなきゃいかんっていう気持ちがあるんだけど、やっぱりそこは議会運営委員会という委員会があるんだから、形をつけていった方が私は良いと思うんですよ。その辺はどうですかね。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

まだ意見がまとまってないっていうことで、確かにそういうことで私は非常に謙虚な気持ちで皆さんに意見を出していただいて、そういった中から良いものでまとめていければと思って、だからこういう言い回しをさせていただいておるんですよ。そして分割するのが問題があるというのが、だから問題があるから分科会にわざわざ分けてしないといけないかなと、特別委員会でやらないといけないかなということで特別委員会になってるんですよ。一般的に結構多くの所でやっておられる議案の分割付託。これは結構多くの所でやってるそうなんです。ただ、これも違法性があるとか、今言われたように問題があるんじゃないかなというところで、私も分割付託で今の常任委員会に付託する案でいいわけですよ。いいんですけど、そういう行政実例とか、そういったもので予算の分割付託できないとか、2つの委員会で審査するべきでないとか、だから2つの委員会で審査できないから、分科会に位置付けして審査をしましょうということを今申し上げてるんですよ。だからそういった中で、この小さい取組のやり方、是非自分達でこう決めたんだからこうしてくださいっていうんじゃないんですよ、私は。そういうことは絶対言うつもりはないんですよ。皆さんの意見を聞いて一番やりやすい方法があれば、そういうふうにやり方は変えていながら、やっていければというふうに思っておる。そういうことで、あやふやなところで、どうしたらいいかということをお聞きしながら話をさせていただいております。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ですから、まさに言われることは私が言ってることと同じことなんです。だから今、内村委員が質問をされた中で良い方法をとということで非常に謙虚に話をされてると。私も聞いて、ここはまだ結論を出してないんですよとかいうことであるもんだから、議会運営委員会で資料を集めて何しろがんばってやりましょうと。しかしながら9月まで間に合うかなと。そういうことなんです。9月は駄目とかいうことも僕は言っていないし、だからこの議案については、特別委員会よりも先に議会運営委員会でやること

あるんじゃないのと。そういうことなんですよね。そして、みんないろんな形で謙虚に、今言われたように資料を集めて審査をしていくと。その流れでいいと思うんですよ。だから議長預かりの分が蒸し返して申し訳ないんだけど、それが非常に気になっと思ったから9月ということで非常に急がれと思ったからね。申しわけないけど、もうちょっと時間をいただいて審査をするというのはみんな一致した意見だから、なるべく良い方向でできるようにやっていくべきだと思う。これは皆さんに受け入れられるか分からないけど、一つ方法とすれば、特別委員会を作るための議会運営委員会をしなくちゃいけないんだけど、有志が集まってそれを1回勉強会をするとか。そういうのは僕は良いんじゃないかなと。それを逆に議会運営委員会に持ってきていただいて、ここはもう9人でこういう形でどうだろうかということで揉んでもらってそれを作り上げていくと。そういう方法もあるかなと。大体、浦川委員の議案というのが今、私達もお尋ねして、ほかの委員からも聞きましたけどね、中身が良い方向にいきたいという気持ちはよく分かったので、今後、委員長、議事進行としてやっぱりそれを真剣に考えるために、この間、話をした資料をどこに請求するかとか。そういう話題を移していったらどうですか。

○委員長（岩永政則委員）

もう何回も言いますように、今の提案に対して理解を深めるために質疑を受けておりますので、もう少し時間ございますので、まだ、このことでかなり密な議論が質疑がなされてきたと、もう過去にない事例のように感じるわけですが、いい傾向であるんです。理解を深めるために質疑がございましたら、まだまだ深めていきたいなというふうに思いますけども、もうございませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

先程僕も言葉に出したんだけど、その小委員会、特に総務委員会の場合は今の話でいくと、逆に産業と厚生の方はしないで、産厚の方に行くということなんだけど、やはりこちらの意見もやっぱり僕は聞くべきだと思うんですよ。産業厚生だね。だから9月の定例会で集まっていたら委員長の方からその委員の人に、こういう話が出るけど皆さんどう思うかという意見の聴取も僕は必要だと思うんです。その辺はどうですか。その話はまだされてないんでしょう、皆さん考えてる中では。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私どもはできれば9月に間に合うように申し上げとるわけですので、もし集めてやるのであれば、前回議長からの発言もあっておりましたけども、全協を開いていただいてそういう話ではできないんじゃないかなというふうに思っております。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

だからその方法論は幾らでもあります。ただ閉会中の委員会というのは申告してませんから、公的にはできないわけですね。だから全協という方法もあるけど、やっぱり意思統一をするために聞くのも一つの僕は勉強だと思う。僕はそういうふうには思ってる。だからそういういつ、何日ということじゃなくて、そういうこともしてもいいんじゃないですかという提案です。その辺についてどうなのかということをお尋ねしてる。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

是非私は全員の意見を、それこそ総務委員会の委員にしてみれば仕事が減るわけですから、だからここら辺の意見も聞くべきだということであれば、早急に集まって話は聞いてもいいんじゃないかなと思います。それと先程から資料を集めていただいてというようなこと言われてますので、このことについてということも是非決めていただいて、その漠然と資料と言われてもなかなか集めることも事務局の方も大変だと思いますので、このことについてということはまだ時間ありますので、話していただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに質疑ありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程、浦川委員、補正予算も含むって言われましたよね。ほかのを私も調べたんですけど長与町、時津町を除いて、ほかは本会議で即決してるんですよ。補正予算は。それが大部分なんです。これは浦川委員も御存じと思うんですけど、だからいろんなやり方あるんですよ。補正予算も。だから、そういった所もどういうやり方をしてるのか。やっぱり資料を作って、自分たちの議会はこれが一番良いんだっていうやり方を見つけた方が良いと思うんですよ、補正予算だって例を挙げれば時津町と長与町のほかはほとんど本会議で即決してるんですよ。特別委員会ではやってませんよ。だから、そういうやり方もあるし、長崎方式で長崎市、大村市は分割付託方式で特別委員会も不要。分科会も不要なんです。最初から分割して既存の常任委員会に割り振って、そこで審議してるわけですよ。だから、そういう所は特別委員会も何も要らないんですよ。大手の長崎市と大村市がやってるわけですから、だからそういった所の資料を出してもらって、どれが一番良いのか。今の浦川委員のを見れば、分割して長時間掛かるからってことで最初から分割を提起するんですよ。最初の段階でね。長崎、大村とあんまりそう変わらんのではないかな。特別委員会を全然設置せんでいいわけですよ。分科会も作らんでいいんですよ。既存の常任委員会で全部やってるわけですよ、長崎市、大村市は。私も調べました。浦川委員が言うようにそういう方法が良ければそれでもいいんですよ。そういう方法もあるよね、一番簡単な方法。わざわざ特別委員会作って分科会作ってっ

ていうね、既存の常任委員会との関係がどうなるんだろうとか、そういうのを私もものすごく心配したわけですよ。1つの屋根の上にまた屋根を作っているような感じなんですよね、今のやり方は。だからいろんな所を、大村市、長崎市、特にこの2つはさっき竹中委員も言われたように最初から分割付託なんですよね。それを事務局が作って議会運営委員会に提示して、議会運営委員会です承得られればそれで全部付託してしまうわけです。そういう仕組みになってるんです。長崎市、大村市、もうすごく簡単です。それぞれの常任委員会は分割したので委員長報告を本会議でするわけです。それが終わったあと、議長が一括質疑、それから討論、採決に移るわけね、そういうスマートなやり方をしてる所もあります。そういったのを今後研究してどれが一番良いのか、長与町にとって、特別委員会というのは毎回決議をあげなきゃいかんわけですね。この方式だと。ところがまた委員会を作るとなるとまた1つ増えるわけです。これは特別委員会ですけども、常任委員会とそれを作るとなると、また費用も掛かるし、委員長の手間も増えるわけ。前は3つあったやつを2つに減らしたんです。定数削減で、そういう流れもあって、またこの委員会を作るっていうのはなかなか難しいと思うんですね。だからさっき言ったように分割付託方式、長崎市、大村市、これはもうものすごく簡単、何も要らない決議も、もう簡単明瞭。だからそういう所を調べて実際に分割がどのように行われてるかっていうのを。可能って言われたから、じゃあ長与町でも可能ですよね。そうであればそういう方法も取れるんじゃないかなっていう1つの方法として検討の土台に乗せてもいいんじゃないでしょうか。それが浦川委員が求めるところと一致すれば、それはそれで別に構わないですよ。だからそういう方法も世の中にはあるから、そういう所を調べとって、次回、その資料を出してもらって、これはこうこうやり方をしてるなということであれば、どれが一番良いのか。特別委員はその都度、決議を上げないかんわけですよ、議会でね。それは手間が掛かるわけです。だから今回の特別委員会、また次のときにまた特別委員会の決議を議会で上げないかんですね。そういうデメリットはあるよね。だからそういったデメリット、メリットを十分検討して、次回そういう資料を取り寄せて検討すりゃいいんじゃないんですかと思えますけど。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今の意見をいただきまして、やっとならば対案と言いますか、そういうものを出していただいたと。私も先程申し上げたように分割付託ですか。こういったものもなんら変わらんわけです。分けて審査しますよということで、これもいいなと思ったんですけども、ただ、分割付託から特別委員会へ移行した所もあるんですね。これは何でかと言ったら違法性があるとかというような解釈があるものですから、だから、そこはそれでそういう実態であってでもやっぱり多くの自治体がやっておられるというのも事実としてあるそうなんです。だから今、分割付託でやる方法と、私は特別委員会ということで言っ

てますし、あと今、内村委員、補正予算についてはもう本会議即決でいいんじゃないかという意見もありましたし、そういうのを全部出して、絞って、やり方ってあんまりないんですよ、この審査のやり方というのは、そんなに数は。だから絞って議論をしていきましょう。そうせんと何もかんも事務局に資料を集めてくださいと言ってでも、これはもう相当な量になりますし、私はその進め方の方が良いのかなと思いますけど。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私が言うのは、これが良いついていう提案をしてるわけじゃなくて、長崎市はこういう方式をしていますよ、大村市はこういう方式をしていますよと、調べてみたら特別委員会よりもものすごくスマートなやり方してるなあという意見を持ったわけですよ。したがって研究する、検討する価値があるなということで申し上げたわけですね。だから検討してそれが一番良ければ、それでも皆さんがそれで良いと言うなら別に否定する理由はないんですよ。私が言うのは、私が調べた限りでは分割付託、それから特別委員会方式、特別委員会と今度は連合審査をやってる所がある。あと長与町、時津町、4種類あるわけですね、大きく分ければやり方としてはね。だからそんなに多くはないんですよ、類型としてね。だから、その中で調べて貰えばそんなに作業量というのはないですね。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

だから、私はこれが一番良いと思ってここの俎上に上げさせていただいてるんですけども、内村委員がこういうのが良いんだということでは、それを持ってこられて、資料は事務局が言えば作ってくださると思いますので、そういうのを持って同じように分けて審査したときのやり方とか説明していただければ、みんなで議論ができるわけですから、是非そういうふうにやっていただきたいということを私は申し上げてるんですよ。方法がありますよ、だから議論するために資料をまず集めてとかじゃなくて、これが良いんだということであれば、是非それを進めていただく意味でも是非持ってきていただいて、ここで説明をしていただくというのはできないのかなと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今、その分割付託方式というのを先程竹中委員から言われたものですから、そういうのもいいんじゃないのと、資料をお願いすればいいんじゃないですか。だからお願いできればその資料に基づいて判断すればいいわけだから、長与町議会から資料を請求しなるとなかなかもらえないから個人的にはね。だから議会事務局を通じて資料請求をした方が良くないかなと思いますけど。それからさっき言ったように補正予算、本会議

即決してる所はどことどこか調べていただければいいと思いますよ。それを資料を基に次回検討すればいいんじゃないですか。総合的に。一応、浦川委員のそれは質疑がほかになれば、次そういう方法をとっていいんじゃないですかね。委員長どうですか。

○委員長（岩永政則委員）

今、内村委員からも出ましたけども、先程からも出ておりましたので、この内容の質疑についてはもうほぼ終了のような状況もございますので、内容理解という意味で今日は数時間取らせていただきましたけども、ほぼ内容の理解はいただいたということであろうというふうに思います。したがって、皆さん方から今出ましたように資料を取り寄せるという話題にきましたので、早急にその資料を収集をしたいと、内村委員からありました大村市、長崎市、そういうのが非常に簡単なものはあるということもございますので、あまり多くをしましても浦川委員言いますように事務局も大変ですから、2、3ぐらいに絞って良い所があれば収集をしたいというふうに思います。今まさに名前が出ました大村市とか長崎市があるようです。別に資料もあることはあるんですけども、皆さん方から、竹中委員何か、どっか資料が町を教えていただければ、お願いします。

○委員（竹中悟委員）

まず、良い所があるからということではなくて、特別委員会を作るということであれば、やっぱりある程度のやってる手法があるでしょう。その分をやっぱり資料としていただいて、それを審査していくというのが僕は順序だと思う。僕もさっき内村委員も言ったように僕は長崎の分割付託、これ非常に良いなと思ってます。それと、あと諫早、これは特別委員会を作ったんだけど、公式には結局あそこは会派がいますから、話の中で一議案を分割するのが法的にどうなのかということ若干揉めてる。内容が。そういうこともあるんですよ。だから、こういう部分については、私達は資料は個人的に議員としては取れないので、議会を通じて取る。議会の取り方も今してるということじゃなくて、そこまでやった経緯も必要だと思うんです。そしてこの結果が今どうなのかということを含めて。だから事務局は大変でしょうけど、やっぱりそこまで資料が欲しいんですよ、はっきり言って。今効果がどうなのか、やり方とすればそれは簡単に資料は集められると思うんですよ。今分割でやってますと、しかし今内容の結果がどうなのかということも含めて、よかったら資料を取っていただければと思うんですよ。だから今、長崎、諫早、大村、近隣の大体町村を入れて大体8市町ぐらいの分のその経緯をとっていただく、僕は事務局は大変だと思いますよ、これは。そこまでやるんだからね。しかし、それをやっていってやはり検討課題として上げていかないといけない。これがいいからこっちはってことだったらもう1つに偏ってしまうから、やはりその方法を、全会一致で全員で本会議の中でやっていく方法がまず1つありますよね。分科会方式もある。今みたいに常任委員会の方式がある。4、5通りあると思うんですよ。これを含めてそれがどうなってるのかということと、どうしてここまでいったのかということまで、そして今効果がどうなのか。この辺まで私達議員個人じゃできませんので、事務

局に申しわけないけど、これは多分時間かなり掛かると思いますよ。取っていただくと。そしてそれを審査の叩き台にしていくと。それが私は筋だと思っんです。ですから9月はどうなのかなという心配を私はしてるんですよ。だから、ありきで話ができないので、慎重審査をするためには、それだけの資料をまず請求をしたいというふうに思ってます。よかったら市じゃなくて、町も入れて。結局、市は大体会派制を取ってる所が多いんですよ。そうすると会派の中で話は大体まとまるんですね。しかし、町というのは会派制を取ってる所は今ないと思っんですよ。だからそういう所も含めた中で資料を取っていただければなと思ってるんです。これはもう事務局は大変だと思いますよ。だからある程度町を目指して、今はちょっと目立ったことをやっている所の町、特別委員会を作ってる所、作っていない所、検討中の所を含めた中で資料を取っていただければいいと思っいます。市だけだったらやっぱり若干私達の議会に適用しない所が多いと思っいます。その辺をよろしく配慮いただければと。

○委員長（岩永政則委員）

町も入れたらどうかという提案なんですけど、川棚町なんか特別委員会設置をしてありますので資料がございすけども、そういうことであんまり広くしましても大村、長崎、諫早、川棚、そのくらいに絞ったらどうかと思っいますが、いいでしょうか。いいですか、皆さん。そしたら今、波佐見が特別委員会、波佐見、小値賀、上五島。佐々が本会議審議としてますけど、それではもう1回確認します。大村、長崎、諫早、川棚、佐々、川棚、波佐見。そしたら大村、諫早、長崎、川棚、波佐見、この2町3市ですか。これで調査をお願いしたいというふうに思っいますが、その内容について事務局、先程からあったように経緯、どういう形で特別委員会設置に至ったのかという経緯と、現在はどうかということと、もう1つは効果。やっぱり特別委員会せずにもう元が一番いいよとか、いろいろあると思っんですよ。だからその効果、メリット、デメリットよりは効果、どういう効果があったのか。その辺りを調査表を簡単に作ってファクスで流して、それでもらうというようなことで、早急に事務局も大変でしょうけども、調査をお願いをすということでもいいでしょうか、皆さん。いいですね。いいでしょう、調査することは、
内村委員。

○委員（内村博法委員）

時津町は長与町と同じなんですけども、ただ全員協議会で事前に委員長報告か何かしてるみたいなんですね。予算、決算。だからそういう情報が僕もちらっと聞きましたんで、念のためそれを確認しとってくれんですか。全協でしてるみたい。

○委員長（岩永政則委員）

時津町の状況を把握をすということ追加したいというふうに思っいます。今日はこの辺りで終了をしたいなというふうに思っんですが。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

どうせ調べてもらうなら、この長与町みたいに私は先程も申しあげました、この総務常任委員会が所属するところで一般的にやってるんだとずっと聞いてったもんですから。どうもそうじゃないみたいなんです。少なくとも県内だけで21市町で結構ですので、総務常任委員会でこの一般会計予算審査、決算審査してる所がどれくらいあるのか。その数だけでも結構ですので、調べていただけないかなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。もう1回確認をいたしますが、調査を大村、長崎、諫早、川棚、波佐見、これだけ経緯と現状、効果等を、時津については聞き合わせるということです。それから総務常任委員会的な所でうちのようにしておる所はどういう所があるか。県内でこれ大変な手数が掛かるとは思います。さっき言ったような表をして記載をぱつとできるようにして、ファクスでやり取りをお願いをして、早急をお願いしたいというふうに思います。いろいろこう資料収集する中で、特別委員会設置以外のことも審査方式が別にあるだろうというふうに思うんですね。だから問題は全議員というか、議員が全部、予算決算に関わるという大きな視点の中での特別委員会云々の話でございますので、その辺りを視点をきちっとぼけないようにしながら、今後、精力的にこの議運の審議を行っていければというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。次回はそういうことで資料を基にしながら方式等も含めて何が一番良いのか。そのあたりをみんなで合意形成をしながら良い方法を見出していきたい。これはもう早急にしてやっていきたいということで、この前確認をいたしておりますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この前ちょっと提案しとったんですけどもコロナ対策で、議員がもし罹った場合どうするかっていう、実際に県議会議会である議員がコロナに罹った。そういう場合、議会としてどう対応するのかっていうのは、早急に決めないかんというのがあるわけですよ。マスコミに発表するのか個人名を、それから議長が罹った場合どうするのかとか、そういうのを調査してすぐ対策を取らないかんということで、前回私が提案したんですよ。ところが今日来たら県議会議員が罹ったということで、実際にこの部屋にも来たらしいんですよ。だからそういうことでちょっとあんまり早くしないと対策をね、マニュアルを作って。県議会ではすでに作っているんですよ。だからそれを基に長与町議会でもどういう対応をするのか。名前を公表するのかマスコミに。というのが急がれる問題なんです。それを私は提案したわけですけど、それを早急にしないとどうするのか、ちょっと心配なんです。もうそれでいいというならそれでもいいんですけども、やっ

ぱり議会体として対応せないかん。これ議長の仕事なんですけど本当はね。議長が諮問せないかんのだけでも、敢えてこの前ちょっと提案しましたからその流れもあって提案したんですけど、急がないといけないことは事実なんです。これだけ市中感染が広まってきてるから、長与町もまた問題になってくるかもしれませんけど。ただ、我々だって議員だっていつ罹るか分からないし、それとか飲み会を自粛していくのか議員として、そういう対策を打ち出さないか以前どこかの議員がパチンコ屋に行ったということでだいが叩かれておったんですよ、こういう自粛期間中に。そういう例もあって、議員の行動というか、これをどこまで自粛をお願いしていくかっていうのもあるんですよ。そうしなないとなかなか安心して外に出られないということもあるし、ここだけは守ってくださいよというのがあれば、それは守っていかないかんわけですけど、そういうことを早めにしていかないといかんと思うんですよ。それで議長と相談されて事務局は、これは議会運営委員会の仕事になるのかな、これは。議運の仕事であれば議長の諮問を出して貰って、対策本部もまだ消えてないというから、コロナの対策本部も議会とそれとも関連もあるから、どうするのか、その辺りは大至急しないといかんよね。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

それは私たちはもう今日もなんか招集の方で5時までって書いてあったから、まだ2時間以上時間があるので、話を議長諮問というよりもやっぱり内村委員が言うように緊急を要することだから、ある程度の話はしとった方がいいと思うんですね。だから特に17日に県議会とコロナ対策ということで会合がこの席であってますから、そのメンバーの1人がコロナウイルスに罹ってるということです。ですから公的な立場の議員と私的な立場な議員、これは2つありますよね。その方法を考えながら公的に例えを言えば、今日、中村委員が欠席されたのは、滋賀県かどっかに出張されてまだ2週間経ってないから自粛をしてますということで欠席をされてる。しかし、今度八木議員が8月の後半に滋賀県に行くんでしょ。その扱いとかそういうのやはり今日決めとった方がいい。そうしなともう本当に緊急を要するようなことだと思うんですね。だから休憩を取っていただいてやりましょうよ、それは。どうですか。

○委員長（岩永政則委員）

今、基本的には内村議員からの提案がありましたが、議長と事務局長、十分そういう提案があったということで協議を早急にしてください。そして議長がどう思うか。議運に諮問をしようと思われるなら口頭でも結構ですから諮問をしていただくということが必要と、議長を抜きにしてはいけませんので、当然議長からどうあるべきかを諮問をいただくということで。まず、そういうことを事務局長にお願いしたいというふうに思いますが、竹中委員から提案がありましたけども、議員研修等々についても議論をしないのじゃないかというような話も出ましたけれども、その点皆さん方どうおられますか。

副議長。

○副議長（西岡克之議員）

今、竹中委員から言われた議員派遣の件でございますが、その件に関して議会運営委員会の運営に関する事項のところの170ページの5番のところ、議員派遣に関する事項という規定がございますので、それに関することですので、これは議会運営委員会のことに関すると思いますので、よければ少しでも早目に議論していった方が本人も楽になるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今、長与町役場の方は町村会の研修っていうのでオンラインを使ってるんですよね。町村会の研修で職員の方は、役場に設置してあるオンラインでやってるんですよ。やってるケースがあるというふうに聞きました。これは事務局を通じて確認してもらえばいいと思うんですけども、議会でもそういう方法を取れないかですね。わざわざ現地まで行かなくても町村会研修って言ってましたので、同じく町村議会研修だから理屈は同じですよ。もし取れたら、そういう方法が一番ましかもしれませんね。出張旅費も要らないし、オンライン研修を使えるんだったらそっちがましですよ。そういう方法も考えたらどうですかと思います。私の意見です。

○委員長（岩永政則委員）

今日今から議論をすることについてどうでしょうかと問い合わせをしておりますのでね。浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

議論はもうやらせていただいて結構だと思うんですけども、別で、以前から議会の中でタブレットを用いた議会の運営、そういうのが狙上に上がったんですが、全然ここにきて立ち消えになってしまっておるんですけども、ここら辺どうなのかなと思って、どうも聞くところによると結構な人が待ち望んでるというような話も聞くもんですから、もし進めるようであればこの議運の中で決めて、その整理をお願いをしていくということをやっていたきたいんですが。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

確かに今の状況で、じゃあ議員の中に出てきたらどうするかっていう部分っていうのは、ちょっと一定の方向性を出した方がいいのかなっていうそういう思いもあるんですけども、何にもない状況でなかなか議論、じゃあ長与議会はこうしようっていうのが果たしてできるのかなっていうふうなところで、県議会にはあるということなんで、県議会の資料だとか、近隣の議会がどういうふうに対策とるのかと、一定の方針の流れ

というのは大体同じような対応をしていると思うんですね。そういう資料がまず手元にないと、何から議論するかっていうふうな、内村委員は名前を公表するのか、どうなのかっていう部分も言われてましたけど、そこが議論の初めと言うか、どこからやるかというのが議論として相応しいのか。先程副議長から言われた議員派遣の関する事項も前のページには議長が特に必要と認める場合には議会運営委員会に諮問を行いということで、諮問がされて初めてこの部分も答申を求めるということで、主なものと書いているので、ここで果たして判断していいものなのかっていうところもちょっとあるかなというふうに思いますんで、その議論するは議論するでいいんですけど、一定の情報だとか、内容だとか、そういうものを俎上にしてやった方がいいんじゃないかなと思いますんで、あれば早急に取り寄せできれば審査を研究を進めていいというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

それはもちろん分かるんだけど、あまりにも緊急だから。今日ニュースが入ってきたんですね、だから議長諮問というのが基本だけど、この特別委員会すらもこれは浦川委員からの提案で話し合いが進んだという一つの経緯もあるし、緊急を要することについては決定はしなくても、この話の中で私たちが持つてる知識だけの中の話をしとってでもいいんじゃないのかなと思うんですね。近々もう分かっているのが八木議員が行く分、これはもう議長の許可をもちろんもらって行くわけだけど、今の状況で正しいのかどうかというのは議長が判断するんじゃないかと、やっぱり我々もしとかなくてもはいけない。だからその予備の話をしとって、早急に決定ができるように僕はした方がいいから、今日はわざわざ招集通知に9時半から5時という最終時間まで提示されたのが僕は初めてなんですね、この三十何年間おって。だから時間もそこまではあるということだから、まだ2時間近くあるので下話だけでも僕はしとった方がいいと思うんですよ。何かあったときに今度また議長が委員会をしたら最低でもまた何日か掛かるわけですから、その間に何かあったときに大変だからある程度の骨子を作とった方が私はいいいと。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私は17日にこれを提案して県議会に資料があるからそれを取り寄せて欲しいということでお願いしたわけですよ、事務局にね。取り寄せとったらもうこの場で配っていた方がいいですよ。その中には研修もどうするかとか、より具体的に載とったんですよ。私もあるところからそれを見たんですけども、それがあればもうそれを基に今からでもすぐ打ち合わせできると思うんですね。休憩とって FAX かなんかで取り寄せたら。どこに載ってるかはちょっとよく分からない。

○委員長（岩永政則委員）

ちょっとインターネットで取り寄せたらどうかというふうに思いますので、10分ぐらい休憩しましょうか。

(休憩 14時39分～14時41分)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。1つはコロナの関係等を含めた議員研修について、今、先程から提起がありましたので、この件についていろいろ協議をいただきたいというふうに思いますので、何か御意見ございましたらどうぞ。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

何の基準も無い中でなかなか議論するのは、前回、役場職員の対応の問題が言われて、東京出張の場合には帰って来たら2週間、出勤を見合わせるというふうな話でしたよね。今、それは拡大されてる状況なのかどうなのか。これは今後の問題だと思うんですけど、今後やっぱり町の対策本部辺りがそういうところ拡大する状況であれば、議会もそれに応じてやっていくっていうふうな形の対応が私はベストかなっていうふうに。議会だけが、今のところ委員会の視察研修は既に全然計画の段階には上ってないということで、今、言われてるのは8月の滋賀県の八木議員の視察研修があるということなんで、これが今後もこれも駄目になって、この先も駄目だっというふうな形の結論を、じゃあいつになったらいいのかっていう部分も出てくるでしょうから、私は今、町が取ってる対応策に準じてやるべきだというふうに思ってるんですけども、町が今、拡大されようとしてるのかどうなのか、その辺もあれば教えていただきたいなと思います。

○委員長（岩永政則委員）

町の状況について、局長、職員の研修の件についてありますか。

局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

今、現在はこの間も話したように東京圏、いわゆるあそこの1都3県の出張については、先程河野委員が言われたような状況になっております。それ以外の部分については、まだ拡大をされていないのがたった今の状況でございます。今後、拡大されるかもしれませんが、今のところそういう情報は入っておりません。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

以前、コロナ対策本部は今もまだ生きてるっていうことなんですけども、そのときに研修はもうしないということでしたかね。ちょっと忘れちゃったけども、委員会の研修等はしないということだったのかどうか。ちょっとその辺りが今どうなってるのかですね。それから研修以外にもまたこれから出てくるでしょうけども、それぞれ例えば飲食は控えるとか、議会としての飲み会とかはどうするのかとか出てくるんですけども、今は研

修の話になるんですけど、研修については先程私も申し上げましたようにオンライン研修ですか。今、役場職員がやっていますああいう方法もとれるんじゃないかなと思うんですけども、そういったところを議論してもらえばいいなと思うんですけども、役場職員の研修は、もし議会事務局の方で何か情報を捉まえとったら教えていただけませんか。

○委員長（岩永政則委員）

事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

職員の、先程内村委員が言われたオンライン研修については、あくまでも主催者側がオンラインを使ってやりますということであれば端末、パソコンなり使って、いろんな都合のいい場所で受けることが可能ということには考えておりますけども、あくまでもオンラインというのは、主催者側がそれを発信する機器も含めてそういう手はずを整えないとできない状態でございます。先程の東京圏域という話をしましたが、それは職員の出張も含めて今現在は東京圏域で限定をされている状況になっておりますので、必要がある出張については、今のところ福岡とかについてもノーマークの状態でございます。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私もある役場の職員から聞いたんですけども、実際にその町村研修会で職員の方が使っているという情報を耳にしたんですよ。だから事実であればそういうこともできるなと思って質問したわけですよ。そこのところもし把握されてれば教えていただければなと、もし把握してなければいいんですけども。

○委員長（岩永政則委員）

事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

内村委員が言われたものになるかどうか分かりませんが、コロナの関係で県下の市町の健康保険部を対象にコロナ対策会議的なものがオンラインで行われたということは承知をしております。

○委員長（岩永政則委員）

私からなんですが、先程1点目の委員会の研修の件については、だいぶ前に申し合わせを議運でやりましたね。常任委員会とこの議運については研修は当面自粛をしましょうねという申し合わせをしましたので、そういう自覚は皆さんお持ちだろうと。ところが今出ております議員の研修まで話をしたことはないわけですね。ただ、やっぱり皆さん非常に困ったもんだなというふうにお互い思っておることが、本人はさることながら、帰ってくるわけですので、そのときにどうなのかという、今日も初めて初耳で県議のコロナに感染されたというのは初めて聞いてびっくりして、この場に座とったなんて言われてびっくりしておるんですけども、そういうこと等含めて議員の研修、今は町の方は東

京都と近隣県ですか、行き来は自粛というようなことなんですが、どうなのでしょうね。
河野委員。

○委員（河野龍二委員）

自粛ではないですね、出張の場合。行った場合、帰ってきたときに2週間ぐらいの出勤を見合わせると。自粛も一部あるのかもしれませんが、行く必要がある場合は行ってもいいってなってるわけですね。行くことが駄目だというふうになっているわけではないんですね。それは間違いないですね。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

まず1つだけ報告をしときたいと思うんですけど、去る7月17日にこの場所で対象になる県議がおられて30名ぐらいの会議がありました。そして今、濃厚接触の範囲がどこまでかという判断は、県議が22日に発病されたということで、22日以降を濃厚接触者ということで今認定をしてると。ですから17日はもう既にそれから5日間、5日前の話ですから、ここにおられた方々、理事者を含めて30名ぐらいの方は、現在のところ濃厚接触者じゃないという判断がされてるということで、今ちょっと連絡がありました。しかし、その議会議員の名前も出てますから浦川県議が、今度は議会運営委員会で22日以降に16名で視察をしてるんですね。この視察をしたメンバーは濃厚接触者ということで今対象になってるという情報です。まさに岩永委員長が座っていた所に浦川議員がおりましたので、御心配でしょうから一応そういう報告をとりあえず、現在の段階ではそういう報告をもらってます。それからあと別の件ですけど、本来、日本国は今5月1日まで緊急事態宣言であって、あとは各判断に任せるというようになってるんですね。ですから、このことについてはやはり地方自治体である今まさに知事会で国の方に要請してる各市町村で判断をせろというような案が出てるようですね。まだ決定も何もされてないけど、だから我々は我々で町と一緒にあって同じような行動をやったりとらざるを得ないのかなと。だから今の町の規定辺りも参考にしながら話し合いをしていくということが必要かなとそういうふうに思っています。実質、緊急事態宣言は5月1日で解除されてるから、動くのは違反でも何でもない。しかし東京が感染者が多いから、しかし、比率からすれば1,400万人いるんだから、そういう比率からすれば沖縄当たりが逆に鹿児島県のこの間出た所なんて凄い密着率なんだけど、そういう判断で我々も独自の、地方自治体で幾らか判断をしていかないといけないかなということは、同じ自治体の中の長与町がどういうふうに考えてるかということは非常に参考になるということですね。そういう規定がもしさっきの一人に対しての話は出たけど、全体的に考え方もそこで判断の一つの材料になるとそのように思ってますけどね。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

当面決定をすべきというのは八木委員の日程でしょ。詳しい日程を教えてくださいませんか。25日と聞いたんですが26日に帰ってこられるのか。その後の本会議が恐らく1日から、第1火曜日が1日なんですよ。それぐらい空けたぐらいで大丈夫なのかどうか。そこら辺を議論をしていただければと思うんですが、ほとんど3日、4日ぐらいしか、4、5日しか空かないものですから。これで議会としてどんどん行ってもらった方がいいのかどうか、そこを議論していただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

八木委員に焦点を合わせてるんじゃないかと、町の対応は東京都と千葉、埼玉、神奈川、1都3県ということですので、それに合わせるか、合わせないかということが先に意思統一を図った方がいいんじゃないかなと。まずはそういうことの議論を先にしていくべきじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今、埼玉とかという所も大変ですけど、大阪も大変なんですよ。だから順次、町の方も広げていくんじゃないでしょうか、恐らく。大阪に出張に行った人を。だからそういうケースも有り得るかもしれませんね、今後どんどん増えていくわけだから。その辺りもどういう状況になってるかですね。もし分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

局長、情報はないですか。

局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

先程申しましたように今は1都3県で止まってる、今現在ですね。今後その今の感染の拡大状況を見ながら拡大される可能性はあるかと思っておりますが、今現在は広がる情報はまだ入っていないという状況でございます。先程、浦川委員から出ました八木議員の研修の日程ですが、8月19日水曜日から21日金曜日が予定となっております。

○委員長（岩永政則委員）

町の拡大の状況について把握してないという局長の話なんですね。したがって今のところはもう町に合わせるならば東京都と3県ということに絞るなら絞るといふことの大体の目安をしとった方が個別のものは別として、ただ確かに今ありましたように大阪とか、京都とか、愛知県ですか。そういう所がもう心配にあるようですけども、どうなんでしょう皆さん。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

中村委員はどこに行ったんですか、今は自粛してるけど、滋賀ですか。そしたら同じですね。だから一つ僕は意思決定をしとかんといかんのは自主的に、しかしこれは公的

な委員会があつてるんですよ。しかし、自主的に休んでるんですね、もし何かあつたらいけないと。これは僕は正しい判断だと思う。だからそれについて容認をするかしないかとか、そこまで固くいくかとかいう問題じゃないんだろうけど、ある程度意思決定を、そのときやっぱり本人の自肅を議員に委ねるとか、そういうとを一つ作とった方がいいんじゃないかなと思うんですね。だから今の場合2週間は大体目途にしていますから、21日だったら大体9月3日からぐらいなるんですかね。3日か4日。その辺は八木議員に自主的な感覚で本人の考えてるとおり自肅か、これは大丈夫なのかという判断をどちらでするかということはある程度話し合いで決めたとった方がいい。

○委員長（岩永政則委員）

ちょっと中村委員のことについて私が知り得る範囲内で御報告をしておきたいというふうに思うんですが、前々回の議運のときでしたか、本人は、こうこうして滋賀なら滋賀に研修に行く予定だと。ところがその2週間という待機のものがあるということの自主的に自分が考えをお持ちの中で、委員長どうでしょうかという話に話題として上がったんですね。これは全体の話じゃなくして、私にそういう話があつたもんだから、それはまだずっと先の話だから、とにかく今日の会議には出れないのじゃないでしょうかという意図を持った発言だったんですね。それで十分まだあとの話だから、前日とか、その前帰ってきてからも体温を測るというようなそういうことにしとってくださいねと、また話をしようというぐらいで終わつとったわけです。実は昨日、私もちょっと心配になったもんだから事務局長ともやりとりしまして、この議運の委員会の問題じゃなくして、やっぱりそういう東京圏以外、今分かつたんですけども、滋賀なら滋賀は東京から外れてるから云々だというような、そういう判断はやっぱり議長がすべきなんですね。だから出張命令も議長がしとるんだから、議運の委員長のサイドじゃなくして、やっぱり議長がきちつとして事務局長と話をし、それで行くならば待機をしなさいよとか、そういう話はちゃんと行く前に話をしとくべきじゃないのかと、そうした上で明日の出席については、こう自分が思うよと議長が、事務局としてはこう思うよということを議長とすり合わせをきちつとしといてくださいよという話をしておつたんですね。今朝、私が確認で7時半ぐらいに電話したら、今電話しようと思つておりましたと、だから最初からそういう話であつたもんだから、どうと言つたらもう全く問題ありませんと。ですが自肅をしたいということだったんですね。そういう経過を辿つて本人自身が最初からここで会つたときも同じように2週間ありますもんねと、そういう姿勢で今でもおられたと、今朝ですね。そういうことで御報告をしておきたいというふうに思うんです。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

主催者側、滋賀は中止つという選択はされる可能性があるのかどうかですね。その辺り確認されたらどうですか。主催者側の動向ですか。中止になればそれはもうそのとおりで行けないわけだから、その辺りは確認されているのかどうか。8月になって確認さ

れてもいいでしょうけども。

○委員長（岩永政則委員）

局長

○議会事務局長（富永正彦君）

滋賀のJ I AMの研修につきましては4月、5月の緊急事態宣言が出される、出されないのばたばたしている状態のときには、研修そのものを中止をするということで通知はまいってございましたけども、先程から話がありますように緊急事態宣言解除後については予定どおりに進んでるような状況でございます。今後、滋賀県近辺、大阪とか京都とか、あの辺で感染拡大がますます広がって、そういうことで中止になる可能性もあるかもしれませんけども、今のところは予定どおりで動いているという状況でございます。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今、各議員にお願いするのは不要不急の会食だとか、そういうことはなるべく避けるというふうなところだと思うんですね。あとやっぱりコロナ感染が拡大している地域への出張だとか、旅行も一定やっぱり自粛するというふうなところを、全体的な共通の問題としてそれぞれが持つておくという形でしかないんじゃないかなと思うんですね。何かを決めて、これがいいですよ、これが駄目ですよという基準が非常に、それこそさっき言うように各自治体でばらばらの場合もあるでしょうし、今、私達がやっぱり基準として判断できるようなものが、町がやってる対応のところしか判断できないと思うんです。うちの議会はこうしますよって、じゃあその基準は何を基づいてやったのかっていうのが問われるとなかなか答えようもないと思いますんで、そういうふうになるだけやっぱり感染を広げない行動をそれぞれがとるというふうなところでしか今の状況では、内村委員がちょっと先程心配されてた、じゃあ議員が罹ったときどうするのかと、名前の公表の問題も含めて言われてましたけども、これはもうあくまでも僕の個人的な意見としては、今やっぱりネットで見ると県議会議員の浦川議員も公表されてるみたいですし、やっぱり私達はそういう意味では公人ですんで、やっぱりそういう意味では罹った場合は公表をするのが適当かなというふうに思いますんで、これは個人的な意見なんで、もうそれはもう本当に議長が判断か、また対策本部か、そういう判断になるのかなというふうに思いますけども、その辺かなというふうに考えてるところです。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに意見ございませんか。一応今のところそういう意見があったということ踏まえて事務局長が議長と話をして、そしてあとどうするのか、やっぱり議長の責任で処理すべきものと、議運にどうしてもかけないかんということの場合は、諮問するならするように意思決定をして貰いたいなということで、今の話題はそういう話がありましたということを含めて、議長と協議を局長していただくようお願いして議員個人の研修に

ついては一応終わりたいというように思います。内村委員から出とったコロナの議員が罹った場合の対応。これについて今、県議会に問い合わせているけれども、何か上司のあれを受けて送るなら送るということで今、待っとるようなんですけども、その件を今から話題にしたいというふうに思うんですが。そしたら個人研修について。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

八木議員の研修が上がってます。その後の研修の予定はどういうふうになってますか。

○委員長（岩永政則委員）

事務局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

今現在は、県外研修については八木議員のところまでが確定でございます。受講希望については、多分年内に何件かあったと思いますが、まだそれは申し込みもしていないような状況でございます。

○委員長（岩永政則委員）

そしたらまだ資料が届きませんが、話題として議員が罹った場合にどうするのかというちょっと意見交換をしまして、議長とこれも話す材料として提供したいというふうに思うんですが、何か御意見ございませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

県議会の件はマニュアルが来てからでいいんですけども、議員の飲食はどうするんですか。やっぱり自粛にすべきかどうか。その辺りもやっぱりきちんと決めておかないと、行動がスムーズにいかないところもあるし、決めとった方がいいかもしれんですね。

○委員長（岩永政則委員）

今は、議員は自粛をしておられるんでしょうか、どうなんですか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先程も言いましたけど、不要不急の会食はしないというふうなそういう思いを持っていればいいんじゃないですか。何かいろいろやっぱり基準はあるみたいですよ。医療機関のフェーズの対応で、ちょっと見た資料では例えばフェーズ幾つだと家族以外の会食はしない。これは医療機関ですからね、家族以外の会食はしないだとか、その1つ下になると家族以外、また3人を超えて会食をしないだとか、いろいろ基準があるみたいなんです。これは医療機関で、医療機関はもう一番最前線ですからそういう基準を設けてやってるみたいなんですけど、我々の場合は、やっぱりもう不要不急。どうしても結婚式だとか、法事だとかっていう場合があると思うんですよ。そういう場合にじゃあ議員だからそういう会食の場にいきませんよだとかっていうふうになかなかかなり得ない、個人としてもなり得ない部分がたくさんあると思う。企業に勤めててもそういうところは

あると思いますんで、不要不急の会食はしないというふうなところぐらいにしか留められないんじゃないですか、今の状況ではですね。あれもだめ、これもだめ、例えば5人以上はだめで、3人ならいいとかいう判断もなかなかできないし、じゃあ何か会食してて、そこに誰かが来たら3人以上だから私は帰らなきゃいかんとか、そういう取り決めもなかなか難しいと思いますんで、だから不要不急での会食はなるべく避けると、自粛するというふうな形の確かな呼びかけしかできないんじゃないかなと、お願いと言いますかね。そういうところがベストではないかなというふうにちょっと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにございません。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

なかなか難しい問題だけど、国は今、経済のこともあって、やはり緊急事態宣言は5月というさっきも言ったように解除してる。しかし経済は回らない、回ればまた病気が移ると、だから私達が決めないといけないのは、公的なときにどうするかということを引きちと決めておくと。私的分については、それはもう自分の自重と判断しかできないと僕は思うんですよ。だから、ちょっと話は変わるけど、前回もやったように議場をどうするのか。そしてその公的な会議のときにどうするのか。その辺を徹底しとくということと、あとはもう私的なやつについては、自分の自己の判断で自粛を極力、さっき河野委員が言ったように不急不要の要件をやっぱり避けると。その方向しかもうないと思うんですね。だから僕も話がちょっと飛んで誠に申しわけないんですけど、今度の議会の体制をどうするのか。前回みたいに2人のところを1人ずつまた分けてやるのか。そして申し合わせを幾らかしたんですけど、一般質問を少しなるべく簡明に短く、止めろということではできませんので、なるべく短縮して効果的な質問をすとか、それから会議をするときの場所をこういうような形で広げてやるとか、そういう公的な立場の中の判断を私達はやっつくべきだと思うんですね。確かに会食の問題はあるんだけど、だから私個人から言わせれば、もう決まった所しか絶対行かないようにしてるんです。食事をするときもね。話し合いをするときも。おまけに大体限度を僕は大体3人から4人、それ以上のことはもうしないように私は心得ています、今ですね。ただ、それはもう個々の議員に任せざる得ないと思うんですよ。しかし公的に私達が議会として動くときに、どうやるのかというのをはっきり決めとった方がいい。だから例えばさっき言ったのが議員の名前を公表するかということも議長が判断するんだけど、議長1人でさせるのは酷な話で、やはりある程度ここで決めとった方がいいなと、そういうことなんですよ。公的なことと私的なことは分けて考えないといけない、僕はそういうふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

そういう意見が出ておりますけども、今もうまさにおっしゃったように、公的な部分と私的な部分は分けてやっぱり判断をしていくべきだと。公的に例えば産業厚生常任委

員会は飲み会を一切しませんよと、自粛をしましょうと決めながら、一方ではちょっと緩めてやってみようかというようなことでは統一性が取れないわけです。これは公的な部分ですね。何かその辺りはやっぱり統一はしておく必要があるとはまさに思います。河野委員。

○委員（河野龍二委員）

以前、提案して、それが効果があるかどうか別として、今、役場の窓口でも顔が見えるガードをしてるんですけど、導入できるなら本議会の隣の席の部分も一定、今、報道番組なんかでも各コメンテーターが座って居るときは、そこには仕切りがあってそういうことしてますんで、導入できるならそういうのをやっぱり一定導入した方が、職員も少し安心する部分も出てくるんじゃないかなというふうに思います。職員側も当然そういうのを検討していいんじゃないかなと、是非検討の1つにしていればなというふうに思いますけどね。あとフェイスガードをそれぞれが付けて発言するかというところですね、そういうのも検討したらどうかなというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

今、飲食の件を話をしております。次の議会に向けての対応はまたこのあとに出てくると思いますので、その公的な部分の飲食は極力自粛をすると、不要不急以外はもうしないということで、そういう申し合わせとでいいわけですか、皆さん。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

役場はどうされてるのか、職場の飲み会とかあるでしょ。まとまってやる飲み会とか、歓送迎会とか、個人で飲むのはどうしてるのかどうかよく分かりませんが、そういったのも参考にしながら決めていけばいいかなと思うんですけども。やっぱり公的な例えば委員会の飲み会というのは、もう止めた方がいいかもしれないですね、自粛した方がいいと思いますね。個人で飲む分は別にその人の責任でやればいいと思いますけども。

○委員長（岩永政則委員）

役場の公的な飲み会というのは何かあるんですか。

局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

公的な飲み会というものは自粛をされてきてると思っております。あと職員同士で部で飲んだり、課で飲んだりとかいうことについての制限は、緊急事態宣言解除後については特に制限は受けておりません。

○委員長（岩永政則委員）

そしたらこの飲食につきましては、不要不急以外は、不要不急と言ってもいろいろあると思うんですが、公的な飲食は慎んでいくという申し合わせっていうか、そういう意見があったということを経理、議長と話をしとってくださいませ。

それと先程から竹中委員と河野委員から出ております9月議会に向けての対応の件が

今出ておりますが、まず1つは一般質問の時間を短縮するというような申し合わせというのは可能でしょうか。皆さん御意見を伺いたいと思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

前回もそういう話が出てそれぞれの議員の判断に委ねるということで、私はちょっと時間いっぱい使ってしまったんですけど、大方の議員がなるだけ短縮をしようというふうな努力をしたと思うんですね。9月議会についてもそういう努力をしていくと。それぞれがですね。時間いっぱい使って、ちょっと説得力がないかもしれませんが、是非そういう形で9月議会の一般質問の取り扱いもなるだけ短縮する方向で皆さんが努力をするという形の方向がよろしいかと思えます。6月議会も議事日程も縮小して進められたんで、それも努力して進めていくという形で、6月議会の際に例えば自粛だから一般質問をしなかったっていう方もいらっしゃるみたいですし、そういった意味で9月がまた短縮して一般質問が短くなったりだとか、無くなったりだとかだと、せっかく6月はちょっと協力してそうしようとしたのに、また9月もってなると、それはまた大変申しわけないことでもありますし、そういう対応が望ましいんじゃないか。これもそれぞれの判断になると思うんですけども、やっぱりできるだけ短縮を目指してそれぞれが努力するという形の呼びかけでしか、お願いにしかならないのかなというふうに思いますんで、そういう形で取り扱っていただければなというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

一般質問はそれでいいと思うんですよ。やるなということとは言えませんから、極力短く簡明に合理的にやっていただくということでしか僕はそれしか言えないと思うんです。私も聞いてみれば浦川委員も6月にやる予定やったけど、一応なるべく短くしようということで止めた経緯はあります。それとそれはそれでいいと思います。だからこの議会に向けての話であれば、さっき言った座るシートのことは前回と同じでいいのか。私は座席については、そのまま前回と同じような形でいいと思うんですよ。別にシールドとかなんとか作ってないんでしょ、事務局は。一時、何かシールドを作るとか言ってたですよ。議員と議員の間に。そういうのは対応はまだあってないんでしょ。だから前回どおりの形でいくという申し合わせを一応しとけば、それでいいのかなと思います。その辺についての事務局の準備の方があれば報告してください。

○委員長（岩永政則委員）

事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

今、竹中委員が言われたように事務局としては基本的には6月議会、この間の臨時議

会もですけども、座席については同様の座席指定を考えています。それとあとつい立と
いいですか、シールドについては頭の中では1回考えてはみたんですが、実際皆さんが
座られてる自席のところの仕切りをもしするとなれば、椅子のところまで渡さないとな
あんまり意味がないんですよね。今度これをしてしまうと移動もしにくくなるというの
もあるし、ぶっちゃけ値段的にもかなりの額になるということで考えておまして、今の
ところは前回と同様の議席配置をお願いをしたいということで考えております。

○委員長（岩永政則委員）

前回同様に取り扱いをするということでいいでしょうか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

マイクの故障だけは避けてくださいね。よろしくお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

そしたら9月議会に向けては体温かれこれも測るということにしておりましたので、
前回同様にそういうことも含めて議場内の等も含めて前回同様に行きたいということで、
この点、議長にもその旨お伝えをいただきたいというふうに思います。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

傍聴者の件ですけど、傍聴の方がやはり来られてましたよね。何かトラブルというま
でもないんだけど、何かちょっといろんな話を聞いた経緯があるんですよ。だから傍聴
者に対する事務局の取り扱いについて徹底しといた方がいいと思うんですよ、私は。
だからその辺についての事務局の意見をちょっと聞かしてもらいたい。

○委員長（岩永政則委員）

何かトラブルがあったんですか。

局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

トラブルと言いますか、うちに来て、ここまで来られて断られたみたいなことを言わ
れたっていう話をお聞きはしています。ただ、実際に我々の立場は議会の傍聴は断るこ
とはできんという前提で動いてましたので直接的に断ったということは考えておりませ
ん。事務局としてはですね。向こうがこちら側が自粛をお願いしてると、御遠慮をお願
いしてるっていうことを、断られたというふうにとられたんだろうということで判断はし
ています。今後につきましても前回同様、傍聴の自粛は放送も含めてポスター等につい
てもお願いをしていくということでは考えております。原則、それでも傍聴をさせると
いうことであれば、原則してもらおうということでの立ち位置ではおりますので、その
辺は御了承いただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

そしたらコロナの件については、県の方からの資料がもし来れば、これは皆さん方に

配布をするということはしたいというふうに思います。今、お決めいただいたもの等にも、お決めというか、話し合いの結果については議長と十分協議をする材料として提供をさせていただきたいというふうに思いますので、局長の方でよろしくお取り計らいをお願いをしたいというふうに思います。大体以上で問題提起等を含めて出ておりましたのは終わりになるようでございますが、漏れはございませんか。いいですか。

副議長。

○副議長（西岡克之議員）

皆さんの御意見を聞いて最後に一つだけ確認で、一般質問してもいいけどなるべく濃縮して、時間を濃縮してやっていってということが今、河野委員もそうおっしゃられてたんで確認ができました。改めても皆さんに申し上げることはないと思います。前回ちょっと議長と私とで質問をされる2名の議員にお願いをしました。お願い聞いていただいて短くしていただいたんで、そのことは非常に感謝をしております。ただ、そのあとにある議員が圧力をかけられたというふうにツイッターで書かれてたので、ちょっとそこら辺は誤解のないようにしていただきたいというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

先程確認をしましたように、極力短くして合理的にさせていただくという、そういう意見があったということも含めて、議長の方にお伝えをさせたいというふうに思います。ほかにないようございましてら次回の日にちを決めたいというふうに思います。資料収集等を事務局とも、また詰めて私行きますので、8月6日木曜日9時半からにしたいと思いますがいかがでしょうか。資料収集どうかな。さっき言った経緯と現状とこれをこうして調査依頼をちょっとしてファクスやり取りして、まだちょうど1週間実働ありますので、できれば急いでやってください。お願いします。そういうことで、8月6日の9時半からに一応ですね、決定したいというふうに思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

決定をされました。次回からは、今日の議論を踏まえながら前向きに検討していくという前提で一つ他の資料等も参考にしながら、この特別委員会の設置が今話題にして今日も議論をいただきましたけども、理解を深めていただいたということで終わりますけども、それに関わらず、いろんな方式等もありますので、問題提起されておりますので、そういうことも含めて前向きに努力をしていくということで、皆さん方の御協力をお願いをして本日の会を終了したいと思います。皆さんお疲れさまでした。

（閉会 16時）